

研究指導 森 文雄 教授

棚田オーナー制度と会津中山間地域活性化の可能性

福島麗美 高橋美香 阿部千織 大津加麻里
木村輝也 桜庭有紗 目黒碧 矢口麻子 渡部弥生

序論

1. 研究動機

中山間地域は日本の農業産出額、農家数、耕作面積が4割¹を占めており、このような地域の農村や農家には洪水の防止、水資源の貯蔵、自然景観の保全など多面的な効果がある。しかし、中山間地域での農業の多くは棚田のある条件不利地域で行われている。棚田で行われる農業は、農作業の機械化が難しく、また一つの棚田から採れる米は平地の田よりも少ないため、農業所得が低い。よって、所得格差の広がりから中山間地域の過疎化と共に農業従事者の高齢化の進行により限界集落も増加し、農業の担い手が不足している現状から日本の農業で重要となる中山間地域での農業は衰退し、耕作放棄地が増加していることが問題となっている。このままでは条件不利地域の集落は存続が危ぶまれる。そこで集落維持と活性化の手段として、社会的・経済的効果が得られるグリーン・ツーリズムを活用した地域研究を昨年度から開始した。

本研究は昨年度から継続の研究である。昨年の研究では、会津中山間地域でのグリーン・ツーリズムを展開するうえで、柳津町久保田地区にて年5回にわたる体験交流型のグリーン・ツーリズムを実施した。グリーン・ツーリズムは地域資源を活かした地域活性化策の一つである。しかし、グリーン・ツーリズムの効果は、短期的な取り組みでは出すことは難しく、徐々に効果が現れるため長期的な視点で取り組む必要がある。また、会津地域は中山間地域が多く、条件不利地域の宝庫でもある。耕作放棄地だけでなく、空家の増加や集落人口の高齢化、人口減少が非常に厳しい現状にあり、早急に解決しなければならない課題が多くあることから、久保田地区でのグリーン・ツーリズムを成功させ、久保田モデルを確立させることが重要となる。そして会津の他地域でもグリーン・ツーリズムを実施し、会津中山間地域が活性化することが求められている。

そのためにも昨年度の研究を引き継ぎ、会津地域でのグリーン・ツーリズム事業拡大の研究を続ける必要がある。

2. 研究目的

私たちは昨年度、体験交流型のグリーン・ツーリズムを柳津町久保田地区で実施してきた。しかし、体験交流型のグリーン・ツーリズムは体験日が多いため、体験メニューの度に募集人数を確保することが困難だという課題が残った。そこで栃木県茂木町を手本に、年一度の募集で人数確保が可能で、さらに年間通しての活動となる棚田オーナー制度へと移行することにした。昨年度は柳津町久保田地区へ棚田オーナー制度実施の提案ま

¹ 農林水産省, 中山間地域農業をめぐる情勢, 農村振興局 http://www.maff.go.jp/j/study/other/cyusan_taisaku/32/pdf/data1.pdf

で行った。そして、今年度から福島県内で初めて棚田オーナー制度を実施することとなった。よって本研究の目的は、棚田オーナー制度による社会的・経済的活性化の効果の測定と、棚田オーナー制度を実施できる集落条件の探求、さらに集落の高齢化に伴い、これから久保田の棚田オーナー制度をどのような方向に変えていけばよいかを導き出すことである。また、そこから集落の人的資源の関係性が会津中山間地域の活性化、持続可能性の維持にどのように結びつくか考察する。

3. 研究方法

本年度は昨年の研究を引き継いでいるため、最初は文献研究により知識と意識を高めることから始まった。そして文献研究と併せて、平成 20 年9月から実際に久保田地区に入ってから活動を開始した。棚田オーナー制度の事前体験を想定した2泊3日のワーキング・ホリデーに始まり、集落の人々にとって宿泊者やオーナーを受け入れる準備としてよい機会となった。オーナー制度開始後はオーナー達と共に参加し、体験メニューの問題点や参加率の調査をアンケートで行い、次年度の取り組み内容の改善に活用した。

研究の手順と調査方法

<1年次:平成 20 年度>

地域活性化に関する文献研究

ワーキング・ホリデーに参加

「グリーン・ツーリズムによる地域づくり」セミナーに参加

<2年次:平成 21 年度>

柳津町久保田地区において棚田オーナー制度を展開(4月～11月)

4月、5月、6月、8月、10月、11月の年7回にわたるプログラムを実施

4月、5月、11月の活動に実際に参加

三十三観音祭(4月)、椎茸の植菌作業(4月)、田植え(5月)、収穫祭(11月)などを体験

山都町沼ノ平地区でのグリーン・ツーリズム説明会(6月)

美里町関山集落でのグリーン・ツーリズム説明会(7月)

東北ツーリズム大学 in 喜多方キャンパス(11月)、喜多方市集落支援員研修会(12月)

読売新聞福島支局主催 中山間地域の将来像を探るセミナー(12月)

卒業研究中間発表(12月)

卒業研究発表(2月)

第1章 中山間地域と地方のグリーン・ツーリズム

1. グリーン・ツーリズムの定義

グリーン・ツーリズムとは主に都市部の居住者が緑豊かな農山漁村地域に滞在し、野山や森林等の自然や古くからある伝統文化、地域の人々との交流を実際に体感して楽しむ余暇活動と定義されている。また、農林水産

省はグリーン・ツーリズムの目標として、農村農業の活性化や自然景観および文化などの保全につながる多面的機能、さらに都市住民のゆとりある余暇活動などの実現などを挙げている。

2. グリーン・ツーリズムが始まった背景

グリーン・ツーリズムは1960年代にバイエルン州で始まり、1970年代にはフランスやイギリスなどのヨーロッパで発展した。その背景には、リゾート開発を中心とする環境開発や農村振興による環境破壊への反省が挙げられる。それとともに国民の余暇活動も豪華でかつ大量消費型の余暇活動から、静かで穏やかな農山村部での滞在が注目されるようになった。また、農村経済の衰退や農業収入の深刻な落ち込みがある。

これに対して、副収入への期待が農村ツーリズムの開発と農家の参入を促進した。特に地域経済の落ち込みが激しいアルプスに近い山岳地帯の条件不利地域で農家民宿がスタートした。またヨーロッパでは条件不利地域の収入を補うために、行政が農家の民宿経営を副業と認めている。そこで発展に不可欠な農家民宿を緩やかな規制で拡大するという方針が農家や地域を動かした。そして民宿開業のために各農家に対する政府からの直接補助制度がグリーン・ツーリズムの発展を支えた。²

3. 中山間地域で進む4つの空洞化³

いま、農山村では多面的な問題が発生している。その中の中山間地域の抱える問題に、「人」「土地」「むら」「誇り」のこれら4つの空洞化がある。

(1) 人の空洞化 社会減少から自然現象へ

まず「人」の空洞化とは、中山間地域において、高度経済成長期に発生した過疎化に伴う人口減少のことを指す。過疎化は、高度成長期から40年以上がたった現在の減少傾向は緩和されたものの、人口動態が従来とは品質的に異なる状況に転化した。それが「人口自然消滅社会化」である。1980年後半以降、過疎地域全体を通して人口は自然増加⁴から自然減少⁵に転じている。さらにそれ以降自然減少の幅は傾向的に拡大し、他方では社会減少⁶が1990年代に入ると沈静化している。そのため、過疎化地域における人口減少の要因は、自然減少にウェイトが移りつつある。人口の流出がやや沈静化しても、少子高齢化は進み、高齢者の死亡によって地域内人口が徐々に、確実に縮小していく状況が「人の空洞化」の現実である。

(2) 土地の空洞化 農林地の荒廃

土地の空洞化とは、農林業の担い手不足の結果発生している耕作放棄、農地潰廃、林地荒廃などの事例や農業所得の格差が原因となった空洞化を指す。土地の空洞化は、第一に耕作放棄地拡大や担い手不足が顕在化したのは1980年代後半になってからである。これは人口減少の自然減少への転化とほぼ同一期で、それは高度経済成長期の激しい人口の社会減少、つまり人口流出の間にも、現実には親世代は地元に残り、農林

²山崎光博著、ドイツのグリーン・ツーリズム、農林統計協会、pp12-19、2006年3月

³小田切徳美著、農山村再生「限界集落問題を越えて」、岩波ブックレット、pp50、2009年10月

⁴出生者数より死亡者数が少ないこと

⁵出生者数より死亡者数が多いこと

⁶転入者数より転出者数が多いこと

地を管理し続けていることが多かったからである。農林業の機械化による省力化と親世代の健康長寿化のために、広範囲に顕在化することがなかった。しかし、親世代がリタイア期に入ると、いよいよ担い手不足が顕在化した。第二に農業所得格差に関しては、農業における所得が他産業よりも低く、さらに中山間地域での農業は、一層所得が低いので農家数の減少が顕著になる。図表1 - 1 は福島県の生産農業所得の図表である。全国平均と県の生産農業所得額に比べて、柳津町での一戸当たり生産農業所得が少ない。一方、会津若松市が全国平均を上回っているのは、会津若松市内に単独大規模専業農家が多く存在するからである。このように、条件不利地域である中山間地域の農業の収益性の低さが担い手不足の要因となる。

以上の結果から、特に農村部で耕作放棄地の急速な増大が発生し、「中山間地域」問題という新しい表現で、国政レベルでも問題提起され始めた。「中山間地域」を「平地の周辺部から山間地にいたる、まとまった平坦な耕地の少ない地域」全体を指すように行政サイドが使い始めたのは1988年のことである。

図表1 - 1 福島県の生産農業所得⁷

年次/市町村	分 析 指 標
	一戸当たり生産農業所得(千円)
平成15年/全国平均	1,236
平成15年/福島県	1,084
平成16年/福島県	1,028
平成17年/福島県	976
平成18年/福島県	1,016
平成18年/会津若松市	1,350
平成18年/柳津町	710

ふるさとUターン, www.pref.fukushima.jp と福島県農業総合センター, www4.pref.fukushima.jp をもとに森ゼミが作成 2010年2月

(3) むらの空洞化 - 集落機能の脆弱化

これまで述べてきた人や土地の空洞化は、「人が少なく、寂しくなった」「農地が草ぼうぼうで、景観が荒れている」といった視覚的にも確認できる。しかし、「むら(集落)の空洞化」はそうではない。集落機能の後退は、あたかも忍び寄るように発生するものである。地方自治体の職員でさえも管内すみずみまでの意識的な情報収集をしない限り、その実態は見えてこない。

2000年の統計データに山口県内の中山間地域の集落を対象として、集落単位の壮年人口(30~64歳)の絶対数別の高齢化率、および集落の寄合開催回数を示したものがあある。そこには、当然のことながら壮年人口が少ない集落では高齢化の進行が著しいことがわかるが、それよりも特に気になる点がある。それは壮年人口が少ない集落では、集落の寄合回数が著しく少なくなっている点である。一般的に、集落の寄合の開催回数は、集落活動の活発さに反映される。活動をするときに、全戸参加で多くの寄り合いを開くことによって集落の機能が向上するからである。よって、寄合の回数が少ない集落では、活動も活発ではなく、集落の機能も停滞していることが多い。つまり、「人の空洞化」の進展した地域において、「むらの空洞化」の発生を見ることが多い。そして「むらの空洞化」の延長線上にいわゆる「限界集落」が発生している。

以上のように中山間地域で段階的に発現した3つの空洞化は、実はそれぞれ「過疎」「中山間地域」「限界集

⁷福島県統計情報ボックス, ふるさとUターン, 福島県農業総合センター, www.pref.fukushima.jp

落」という造語・新語により問題提起された。つまり、それぞれの現象が新しい言葉が必要なほどの未知の現象であり、かつ社会的な議論を要請する重大なものだということを示している。しかし、以上のプロセスのさらに深層部では、より本質的な空洞化が進んでいる。それは、地域住民がそこに住み続ける意味や誇りを見失いつつあること、つまり「誇りの空洞化」の進行である。

(4) 深層で進む「誇りの空洞化」

「誇り」の空洞化とはいったいどういうことか。ある農村では、高齢単身女性が年に2回ほどの子供の帰省を待ちわびながらも、「ここで生まれた子供がかわいそうだ。」と話した。また、若者定住を力説する農協の幹部でさえも、「いまの若者は、こんなところには住まない。都会に出るのが当たり前だろう。」と言う。このような話から地域の人々が地域に住み続ける意味や誇りを失っていると感じずにはいられない。

高度成長期から現在まで続く中山間地域での人口流出の要因は、単なる所得格差による問題のみならず、このような根深いものではないだろうか。これは、言うまでもなく強いられた空洞化であり、地域の人々が好んでその空洞化を受け入れているわけではない。しかし、中山間地域の再生を考えるうえでこうした点に踏み込むことは大変重要であり、行政サイドも認識する必要がある。

4. グリーン・ツーリズムの種類と効果

グリーン・ツーリズムの種類は、以下の4種類に分けることができる。実際にグリーン・ツーリズムを行う際には、これら4つのタイプを組み合わせることで事業を展開する。柳津町久保田地区では中山間地であり、集落型グリーン・ツーリズムにオーナー制度を用いた事業を展開した。

(1) 地形別種類

地形別は中山間地型と平地型に分かれている。中山間地型は、柳津町久保田地区で実施されている。特徴として集落の維持、環境保全、耕作放棄地増加の抑制がある。耕作放棄地とは以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、この数年の間に再び耕地する、はっきりした意思のない土地のことである。平地型は、喜多方市の平野部で実施されており、副収入の確保という特徴が挙げられる。

(2) 参加農家別種類

参加農家別は単独農家型と集落型に分かれている。単独農家型は会津坂下町で実施されている。特徴として、平地型と同じく副収入の確保という特徴がある。集落型は安心院町で実施されており、中山間地型と同じ効果がある。両者共通の効果としては、主に副収入の確保ができることである。集落全体で行う集落型である程度の成果が出ればリスクが高くなるが、一方個人で行う単独型へ発展していくというケースもある。

(3) 滞在形式別種類

滞在形式別は日帰り体験型と宿泊体験型に分かれている。日帰り体験型は長野県飯田市と静岡県伊豆で実施され、設備投資の負担が小額であるという特徴がある。宿泊体験型は新潟県阿賀町で実施され、一人当たりの滞在費が高く収入確保につながる。

(4) 実施形式別種類

実施形式別はオーナー型と体験型に分かれている。オーナー型は栃木県茂木町で実施され、農業の担い手の確保、耕作放棄地拡大の抑制の効果が期待される。農業の担い手確保になるというのは、オーナーが複数回にわたり農作業を体験することによって、農作業スキルを身につけることによる。一方、体験型は長野県飯田市で実施され、修学旅行生などの団体の参加者の受け入れ、それによる副収入の確保が可能となる。しかし、農作業についての初心者が大部分になるため、担い手確保の期待はできない。

5. 会津地域におけるグリーン・ツーリズムの特徴

会津地域では多くの地域がグリーン・ツーリズムに取り組んでいる。それぞれの地区で行われているグリーン・ツーリズムの取り組みから会津地域におけるグリーン・ツーリズムの特徴を考える。

会津地域で行われているグリーン・ツーリズムの大半は、大規模専業農家によるものであり、地形別では平地型、参加農家別では単独農家型のグリーン・ツーリズムである。特に喜多方市と会津坂下町が該当する。これは平地の大規模専業農家が多い会津地域ならではの特徴である。喜多方市では修学旅行生を迎えての体験型を毎年行っており、会津坂下町でも農家民宿を開業しての取り組みが実施されている。しかし、それとは異なる形式でグリーン・ツーリズムに取り組んでいる地区がある。それが柳津町久保田地区である。久保田地区では、地形別では中山間地型、実施形式別では集落型を採用している。すなわち昨年度私たちが久保田地区に提案し、今年度実施した棚田オーナー制度によるグリーン・ツーリズムである。他の地区で多く採用されている単独農家型ではなく集落型を採用しているのは、柳津町久保田地区が中山間地域の限界集落であり、中山間地域の持続可能性を考慮すると、集落全体でグリーン・ツーリズムに取り組むことに、より大きな意義があるからである。阿賀川沿いに棚田の連なる喜多方市高郷町揚津地区でも、今年初めて集落型のワーキング・ホリデーを実施した。それは、棚田オーナー制度を実施するための準備段階としての取り組みであった。

中山間地域で行われる農業が重要視される今日、集落型のグリーン・ツーリズムの増加・拡大が求められる。

第2章 グリーン・ツーリズムと農商工連携および集落支援員制度との関係

1. 農商工連携について

久保田地区で棚田オーナー制度を実施したことにより「農業」と「商業」との間に新たな繋がりが生まれた。オーナーの多くは、久保田地区に農業体験で訪れる際、近くの柳津町内の温泉旅館に宿泊していた。棚田オーナー制度を実施する農家だけでなく旅館にも経済効果をもたらした。また、オーナーは大内宿を始めとした他の観光地を訪れており会津の観光に結びついている。これは、農業と旅館宿泊サービス、観光という商業部門との連携による、「農」と「商」の連携である。他にも農産物の直接販売によって商業部門を地域内に取り込むことができた。さらに、会長が手打ちソバの加工販売を始めた。これによって、工業との結びつきの可能性も生まれた。このようなことから、棚田オーナー制度は、農商工連携と大きな関係があるといえる。棚田オーナー制度をこれから、発展させていくためには、1次、2次、3次の産業の壁を越えての連携が必要であり、大きな役割となる。そこで、農林水産省と経済産業省が行っている農商工連携について研究することにした。

(1) 農商工連携とは

農山漁村には、その地域の特色ある農林水産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源がたくさんある。農商工連携は、このような資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者の方々がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発や提供、販路の拡大などに取り組むものである。⁸農林水産省と経済産業省は連携して、地域経済の活性化のため、農商工等連携促進法や予算措置によって、この取り組みを支援している。

第1次産業の農林漁業者と2次、3次産業の商工業者が結びついて新しい商品を生み出すことは、1次産業の1と2次産業の2、3次産業の3をプラスして、6次産業といわれる。また、他の組み合わせには、1次産業プラス2次産業で3次産業や1次産業プラス3次産業で4次産業など様々な連携がある。

(2) 農商工連携の背景

農商工連携ができた背景には、第1次産業である農林水産業の活力の低下がある。そのことによって、農山漁村地域の維持や存続が危ぶまれている。そこで、農業に付加価値を与え、新たな商品やサービスを創造することによる農業の発展を目的として農商工連携等促進法が創設された。また、農商工の異なる産業間の連帯が新たな価値を生み出すという期待がある。

(3) 農商工連携の意義

農商工連携によって、川上となる農林水産業者から、川下となる小売業や食品加工業などの商工業者までが第1次、第2次、第3次の産業の壁を越えて垂直的に連携することで、消費者の視点を共有して、多様な商品やサービスを展開していくことが可能となる。すなわち、このことは第1次、第2次、第3次を連携することから第6次産業化とも言われる。農商工連携によって、以下のような様々な意義が期待できる。

第1に、生産物の需要拡大等を通じた農林水産業の収益拡大、差別化を通じた商工業の収益拡大である。農商工連携によって、我が国の農林水産物、および食品加工技術の良さを活かしながら、消費者ニーズに合った商品やサービスの提供が可能となる。また、商工業者と農林水産業者の有する技術やノウハウ、人材といった経営資源の共有や蓄積が促され、一層高付加価値な商品やサービスを創出することができる。それによって、農林水産業や商工業の収益を拡大することが可能である。

第2に、商品の品質の向上である。連携によって、商工業が、農林漁業分野に関連した「ものづくり」の知識やノウハウ等を獲得できることで、商品開発力の向上が期待できる。また、地元産の高品質な農林水産物を利用することから、一層高品質な商品を生み出すことができる。そのことによって、新しく生み出された商品をブランド化することで、収益の拡大をもたらすことが期待できる。

第3に、消費者への安心、安全な農林水産物や食品の提供である。近年、消費者の「食」に対する関心が高まっている。「安さ」や「便利さ」といった価値に加えて、「おいしい農産物」、「安全な食材」、「栄養価の高い食材」、「食品リサイクル、省エネ、省資源等によって環境負荷の小さい食材」といった新たな価値に注目が集まっている。農商工連携の取り組みを通じて、これらの新たなニーズに対応した農林水産物や加工食品を生み出していくことが可能である。また、環境への配慮や食糧自給力の向上といった、商品の持つもう一つの価値を積極的にアピールし、普及、拡大していくことも重要となる。例えば、加工や流通段階での肯定履歴や温度履歴を管

⁸ 農林水産省 HP, 農商工連携とは, <http://www.maff.go.jp/j/soushoku/sanki/nosyoko/index.html>

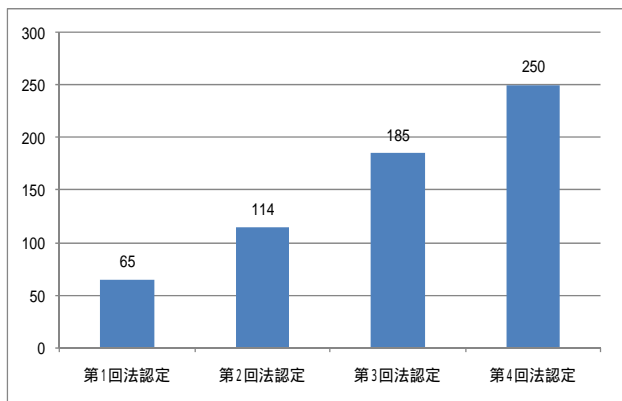
理するだけでなく、生産段階から作業履歴や使用農薬の管理を徹底することで、高品質であり、安心した食品を消費者へ提供することが可能となる。

第4に、地域経済の活性化である。地域における農商工連携の進展は、地域経済を支える地元の農林水産業や関連産業が活性化する契機として、大きな意義を持つ。地域一体となった農商工連携を進めることによって、地域固有の特産品等を活用した新たな商品やサービスを生み出すことで、大きな付加価値が生まれ、雇用拡大にもつながることが期待できる。また、飲食業や旅館業・ホテル業等と連携し、地元産の農林水産物を活かした加工品や料理メニュー等を取り入れることで、観光消費を喚起することも地域活性化にとって重要となる。

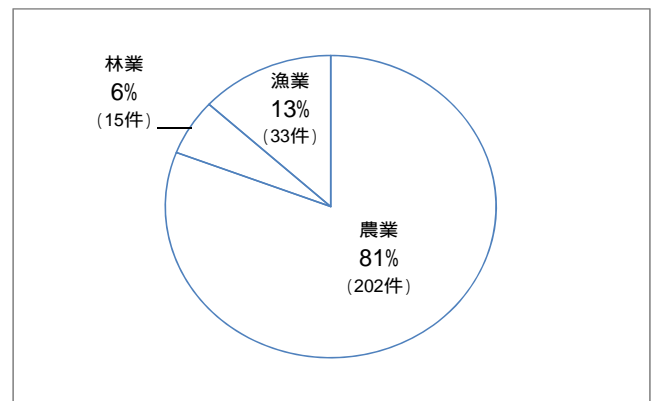
第5に、食料自給力の向上である。農商工連携によって、国産の農林水産物や食品を活かした魅力ある商品、サービスが普及、拡大することは、食料自給力の向上にも大きな意義がある。日本は、世界第1位の食料純輸入国である。しかし、凶作や輸入の途絶等の不測の事態によって食料の供給が逼迫する場合における最低限の食糧供給確保するための危機管理ができていない。そこで不測の事態に的確に対処するためにも、平時から食料自給力の重要な要素となる農地や農業用水、担い手、農業技術を確保しておく必要がある。そこで、農商工連携を通じて、国産の農林水産物や加工食品が消費者に受け入れられるとともに、厳しい価格競争の中で農林水産業や食品産業における経営の持続性を確保することが重要となる。⁹

(4) 農商工連携の特徴

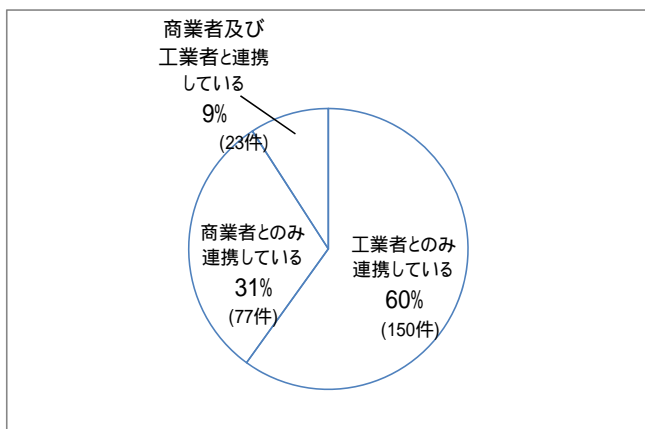
図表2 - 1 農商工連携促進法認定件数(件)



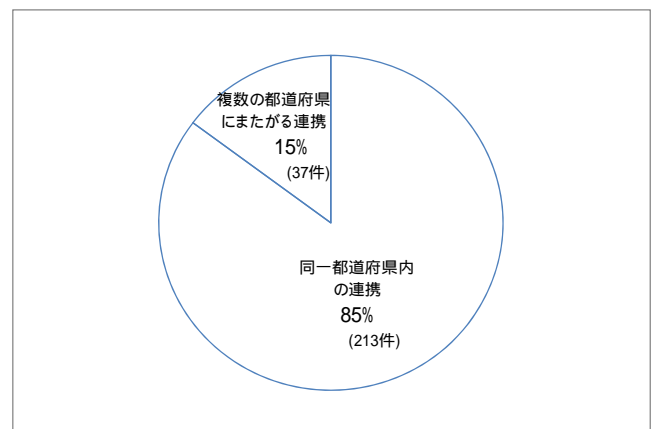
図表2 - 2 農林漁業別の認定状況(件)



図表2 - 3 商工業別の認定状況(件)



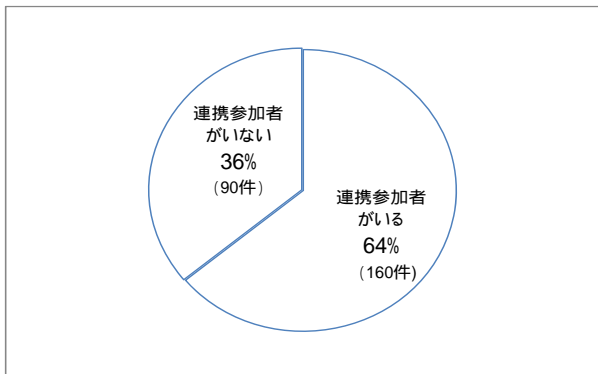
図表2 - 4 広域連携・域内連携(件)



⁹農商工連携, 農商工連携研究会報告 2009年7月, <http://www.meti.go.jp/press/20090703004/20090703004-3.pdf#search>

出典:J Net21中小企業ビジネス支援サイト農商工連携パークのウェブサイト <http://j-net21.smrj.go.jp/expand/noshoko/pdf/ninteijirei04.pdf>

図表2-5 連携参加者(件)



図表2-6 認定事業の種類(件)

	第1期認定	第2期認定	第3期認定	第4期認定	計
規格外や低未利用品の有効活用	13	8	14	6	41
生産履歴の明確化や減農薬栽培等による付加価値向上	5	6	13	5	29
新たな作目や品種の特徴を活かした需要拡大	7	6	2	18	33
新規用途開拓による地域農林水産物の需要拡大、ブランド向上	28	24	34	28	114
ITなどの新技術を活用した生産や販売の現実	7	1	3	7	18
観光とのタイアップによる販路拡大	3	2	4	1	10
海外への輸出による販路拡大	2	2	1	0	5
合計	65	49	71	65	250

(注)図表は下記ウェブサイトの「農商工等連携事業計画認定事例集」に含まれる。

出典:J Net21中小企業ビジネス支援サイト農商工連携パークのウェブサイト <http://j-net21.smrj.go.jp/expand/noshoko/pdf/ninteijirei04.pdf>

上図から、認定事業の特徴を見ることができる。<図表2-1>は、農商工連携促進法認定件数の推移を示したものである。2008年9月19日の第1回法認定から2009年7月17日までに、累計250件の農商工等連携事業計画が認定を受けている。これから、農林業業者と商工業者の中で、農商工連携が周知され、連携による支援施策を活用した新たな事業展開が図られ、農商工連携が着実に広がっている。<図表2-2>は、250件の認定事業を農林漁業別に分けたものである。これを見ると、農業分野における連携事業が約8割を占め、農業を中心とした農商工連携が主要なものとなっている。そして、<図表2-3>は、農林魚業者の連携相手である中小企業者を商業と工業に分類し、その連携状況を表したものである。農業者を基準にして、工業者との連携、商業者との連携、商業者・工業者との連携はおおよそ6:3:1となっている。第1回の認定では、この比率は、おおよそ7:2:1となっていた。このことから、少しずつではあるが、商業者との連携割合が比較的多くなってきていることがわかる。しかし、農業と工業の連携が多く、農業と観光などの第1次産業と第3次産業の連携は、比較的に少ないことが言える。<図表2-4>では、連携が同一都道府県内で行われているか、または複数の都道府県にまたがって行われているかを表したものである。複数の県にまたがる連携は、37件の約15%であり、そのうち隣接しない都道府県間の連携が25件ある。また、地域活性化支援事務局の地方ブロックを超える連携はそのうち20件となっている。このことから、同一都道府県内での連携がほとんどであるが、都道府県を越えての連携も可能性はあるということがわかる。また、<図表2-5>は、連携参加者の有無を表したものである。連携参加者とは、連携参加者は、申請者の経営資源をサポートする強力なパートナーである。連携参加者がいる連携体は、160件(約64%)であり、そのうち「大学又は研究機関が参加している」連携体は59件(約24%)、「農業協同組合・

漁業協同組合等の組合が参加している」連携は 17 件(7%)となっている。連携参加者は、特に第3次産業との連携の際に大きな役割を果たすといえる。そのことから、連携参加者のバックアップは、農商工連携発展に向けて大きな意義があるといえる。

<図表2 - 6>は、認定事業の特徴を大きく7つのタイプに分類したものである。これから、「新規用途開拓による地域農林水産物の需要拡大、ブランド向上」を目的とした連携が圧倒的に多いことがわかる。これは、具体的に従来から生産を行っている地域の農林水産物に新たな工夫を加えることで、新しい価値を市場に提供するような取り組みである。しかし、一方で、「観光とのタイアップによる販路拡大」と「海外への輸出による販路拡大」を目的とした連携が極めて少ない。農業と観光を結び付けた観光農園や体験型観光などの取り組みは、各地で行われ始めている。しかし、その取り組みをさらに新商品・新サービスの価値の向上につなげようとする連携はまだ少ない。

(6) 従来の農商工連携と最近の農商工連携¹⁰

図表2 - 7 これまでの農商工連携と最近の農商工連携

	これまでの農商工連携 (2004 年以前)	最近の農商工連携 (2005 年以降)
形態	1 次産業+2 次産業(+3 次産業)	1 次産業+2 次産業+3 次産業
目的	農林漁業者の付加価値向上	商工業者の経営向上及び農林漁業者の改善
需要サイドの ニーズ変化への対応	農林水産物の需要拡大を目的としたプロダクトアウト の視点の事例が多い	需要サイドのニーズ変化に対応しようとする事例が みられる
供給サイドの 技術	伝統的な加工技術を活用したもの(漬物、ジュース、 ソーセージ製造等)やそうした製品を活用した販売・ サービス業(産直、飲食・宿泊施設等)が中心	旧来の加工方法に加え、技術革新の成果を取り入 れた高度な加工や情報・通信技術等を活かした事 例もみられる
プレイヤー	農林漁業者が自らの付加価値向上を目指し、農産物 の加工や販売等に進出する取り組みが中心	・農林漁業者だけでなく商工業者も関与し、双方で 意識改革や QCD ¹¹ 向上等の成果を実現 ・双方のコミュニケーションを活発化し、響き合いを 促す仕組みが存在

出典：丹下英明，“最近の農商工連携にみる新たな動き”日本政策金融公庫論集 第5号 総合研究所 2009年11月

図表2 - 7 のように、これまでの農商工連携と最近の農商工連携では異なる点がある。これまでの農商工連携は、付加価値向上を目的とし、農林漁業者が自ら加工や販売に進出する事例が多かった。農商工連携といながらも、主体はあくまで農林漁業者だった。一方、最近の農商工連携では、農商工等連携促進法による後押しもあって、農林漁業者だけでなく商工業者も連携の主体となっている。また、農林漁業者の付加価値向上だけでなく、商工業者の経営の向上も目指している。

そして、最近の農商工連携の先行研究では農商工連携を取り巻く環境の変化が指摘されている。農林水産省・経済産業省(2009)では、近年、消費者の「食」に対する関心が高まり「おいしい農産物を食べたい」「栄養価の高い食材を食べたい」といった新たな価値に消費者の注目が集まっている点を指摘している。また、日本政

¹⁰ 丹下英明，“最近の農商工連携にみる新たな動き”日本政策金融公庫論集 第5号 総合研究所 2009年11月

¹¹ 製造業の生産管理において重視する、品質・コスト・納期の3要素のこと。

策金融公庫(2008)では、冷凍ギョーザ事件を契機に消費者の「安全志向」「国産志向」の高まりが目立つとしている。消費者は価格だけでなく、安心・安全な食材に対するニーズを強めている。

こうした消費者のニーズの変化だけでなく、商工業者にもニーズの変化がみられる。農産物価格の上昇や調達不安等を背景に、商工業者が農業との連携に積極的である。商工業者は、農林水産物という自社の事業に必要な不可欠な原材料を安定的に調達したいといったニーズが高まっている。

このように、最近の農商工連携は参入するプレイヤーだけではなく消費者、商工業者といった需要サイドのニーズも変化している。

(7) 農商工連携の課題と方向性

今後、農商工連携が活発に行われるために、農林漁業者の発言権の拡大が課題である。農商工連携の本来の目的は、農林漁業者を豊かにすることである。しかし、実際は、農商工が連携して、新たな取り組みが行われてはいるが、商工業者主導で、行われているケースがほとんどである。そのため、農林漁業者が関与する部分が少なくなり、農林漁業者のメリットが少ないというのが現実である。これは、商工業者は、今まで企業と取引をしてきた経験という強みを持っているが、農林漁業者には、企業との取引の経験も少なく、経営力が弱いためである。今後、農商工連携による更なる多様な展開をしていくため、農林漁業者が他の商工業者と肩を並べて、業界のレベルアップをしていくためには、農林漁業者が作るだけでなく、もっと発言権を持ち農商工連携の一員として関わっていく必要がある。そのために、農林漁業者自身がそれぞれ経営者としての経営能力の向上が必要である。具体的には、農林漁業者が自身の経営の財務管理を的確に行い、資本の増強、知識の獲得および市場調査の実施などの必要な経営判断を戦略的に下すといった企業的感觉を持つことが求められる。¹²

2. 農商工連携と地域発展¹³

(1) 東北地方の農村の実態

東北地方の農村部には、工場の誘致が続けられ、雇用の創出や地域経済の発展に寄与してきた。しかし、「生産の連携」という面では、農業と工業、地域と工業の関連はきわめて薄かった。農業の技術が工業生産に生かされるわけでもなく、その逆もなかった。同じ地域の中に農業と工業が存在してはいても、相互に関連性は存在しなかったのである。工場の労働者の中には、兼業農家も多かったが、工場での経験が農業経営の部分に活用される場面は乏しかった。「兼業」とはいいながら、関連性の存在しない二つの作業に従事しているだけの実態であった。また、企業がその土地に立地した理由も、人件費の安さや交通の利便性、そして、地元の優遇措置などであり、その地域に存在しなければならないという必然性は存在しなかった。そのため、国際競争が激しくなるにしたがって、それらの企業はよりよい条件を求めて、中国等に移転して空洞化が進んだ。

(2) 農商工等連携の必要性

農業が生み出す付加価値は、10兆円といわれている。これに対して、食品関連産業が生み出す付加価値は101兆円といわれ、この数字は全産業の1割を占め、一大産業となっている。これは、農業が持つ裾野は非常に広いということである。だが、実際に農業は農産物を出荷しておしまいという「素材供給産業」にとどまっている。

¹² 農林水産省 HP, 農商工連携研究会報告 2009年7月, <http://www.meti.go.jp/press/20090703004/20090703004-3.pdf#search>

¹³ 東北地域農政懇談会, 『地域に生きる』, 農文協, pp123-146, 2005年3月

そのために、付加価値の多くを流通や加工、小売業に吸収されてしまっている。つまり、農業は、裾野を生かすことができていない。また、農業は消費者から離れた川上にいるために、消費者ニーズの変化はつかめず、川下の価格の変化に翻弄される脆弱な構造となっている。こうしたことから、農業の分野では、「農業の6次産業化」の必要性が強調されている。「農業の6次産業化」によって、これまで外部業者に奪われていた付加価値を自分達の手に取り戻すことができる。

(3) 農商工連携と地域の関係

地域がなかなか活性化できない問題は、これまで農業者が生産した農産物の多くが、地域外に出荷され、地域外の資本の手で加工や販売が行われているということにある。それは、地域の他の業種も同じである。農業や工業、商業がそれぞれ、バラバラに外を向いて、中央の下請けに甘んじ、それぞれが「我が業界をめぐる情勢は厳しい」と頭を抱えていた。

そこで、「農業の6次産業化」によって、農業と工業、商業が結びつくことで、地域の中で利益を相互に分配し合うことが必要である。これは、生産工程をバラバラに分断することで生産効率を図るという20世紀型の分業とは違う。地域の中の様々な業種の人達が役割分担することで、それぞれの持っている知恵や技術、情報などを活かし、地域の中で付加価値をつけ、それを地域の外に発信していくことである。そして、得られた利益を関わった皆で、分配するということである。これは、短期的な目で見れば損をしているようにみえるが、長い目で見れば、地域全体が潤い、巡りめぐって、自らに利益が回ってくる。そのことによって、皆が持続的に生活していくことができる。地域があって初めてそれぞれの経営が成り立つと考え、地域全体で経営を行っていくことが重要となる。このことによって、「地域の6次産業化」を実現することができる。

3. 集落支援員制度

久保田地区で実施してきた棚田オーナー制度を今後、他の地域に普及させていくためには集落支援員の存在が重要となる。大学だけでなく、集落支援員も軸となり進めていくことで、多くの地域に普及させることができる。そのことから、棚田オーナー制度が集落支援員にとって、集落の活性化の任務遂行の主要な仕事になると考え「集落支援員制度」を取り上げた。

(1) 集落の現状

図表2-8は北陸・中部・近畿・中国・四国の西日本では山間地の集落が多く、その他の地域は平地の集落が多いことを示している。図表2-9からは、消滅の可能性のある集落は山間地域に多く存在していることが分かる。これらのことから、山間地の多い西日本には消滅の危機にある集落が多く存在していると言える。図2-10からは集落対策が西日本で多く実施されていることを示している。11府県中9府県が西日本である。一方、東日本では岩手県たのぼたむら田野畑村、川井村(2010年に宮古市に編入合併され消滅)や福島県喜多方市、只見町に専任の支援員がいる。

以上のことから西日本では集落の消滅の危機感が強いいため、過疎に対する取り組み意欲があり集落の活性化のための集落支援員制度の活用が盛んである。

図表2 - 8 地域区別の集落数¹⁴

全体	地域区別集落数					計
	山間地	中間地	平地	都市的地域	不明	
北海道	658 (16.5%)	1,013 (25.3%)	1,727 (43.2%)	515 (12.9%)	85 (2.1%)	3,998 (100.0%)
東北圏	3,186 (25.0%)	3,275 (25.7%)	4,936 (38.8%)	1,323 (10.4%)	7 (0.1%)	12,727 (100.0%)
首都圏	956 (38.1%)	782 (31.1%)	711 (28.3%)	62 (2.5%)	0 (0.0%)	2,511 (100.0%)
北陸圏	617 (36.9%)	381 (22.8%)	591 (35.3%)	80 (4.8%)	4 (0.2%)	1,673 (100.0%)
中部圏	2,250 (57.6%)	1,017 (26.1%)	474 (12.1%)	85 (2.2%)	77 (2.0%)	3,903 (100.0%)
近畿圏	1,379 (50.2%)	803 (29.2%)	432 (15.7%)	134 (4.9%)	1 (0.0%)	2,749 (100.0%)
中国圏	4,714 (37.6%)	4,110 (32.7%)	2,531 (20.2%)	1,139 (9.1%)	57 (0.5%)	12,551 (100.0%)
四国圏	2,619 (39.7%)	1,851 (28.1%)	1,634 (24.8%)	490 (7.4%)	1 (0.0%)	6,595 (100.0%)
九州圏	3,767 (24.7%)	4,654 (30.5%)	5,623 (36.8%)	1,110 (7.3%)	123 (0.8%)	15,277 (100.0%)
沖縄県	35 (12.1%)	55 (19.0%)	199 (68.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	289 (100.0%)
合計	20,181 (32.4%)	17,941 (28.8%)	18,858 (30.3%)	4,938 (7.9%)	355 (0.6%)	62,273 (100.0%)

: 各圏域において該当集落数の割合が最も大きい地域区分
 : 各圏域において該当集落数の割合が2番目に大きい地域区分

(注) 山間地: 山間農業地域。林野率 80%以上の集落
 中間地: 中間農業地域。山間地と平地の中間にある集落
 平地: 平地農業地域。林野率が 50%未満でかつ耕地率 20%以上の集落
 都市: 都市的地域。DID 面積¹のある集落。

図表2 - 9 地域区別 集落消滅の可能性¹⁵

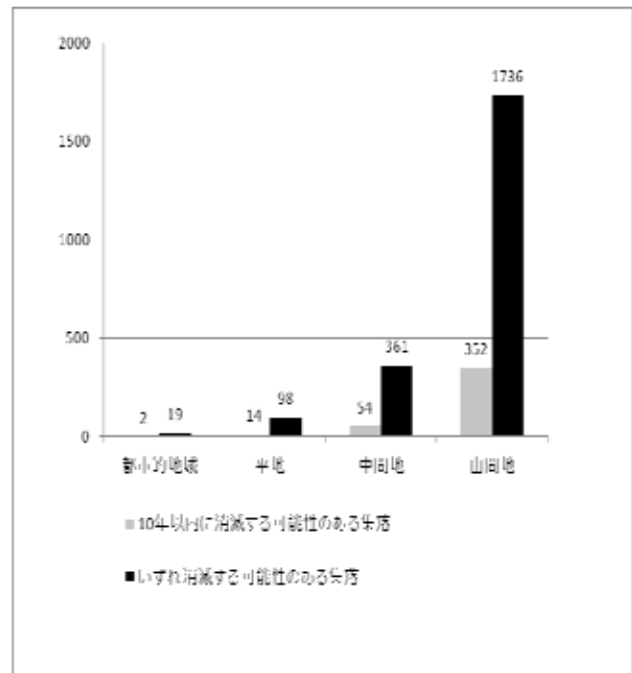


図2 - 10 平成 20 年度に集落対策を実施した地域



総務省の平成 20 年度の取り組み状況等¹⁷をもとに CraftMAP で森ゼミが作成

: 専任の支援員がいる地域
 : 兼任支援員設置や集落点検・話し合いのみを実施し専任の支援員がいない地域

(2) 制度新設の背景

高度経済成長によって人口が農村から都市へと大量に流出したのを受けて、1970 年に人口の過度の減少を防止するために、過疎地域対策緊急措置法が制定された。人口減少が鈍化した後も、過疎地域の振興や活性化などターゲットを変えながら 10 年ごとに新法が制定された。現在は、過疎地域自立促進特別措置法である。この法律では、美しく風格ある国づくりへの寄与や国民が新たなライフスタイルを実現できる場としての役割など、

¹⁴国土交通省・総務省、平成 18 年度 国土形成計画策定のための集落の状況に関する現況把握調査 <http://www.mlit.go.jp/common/000029292.pdf>

¹⁵ “データでみる過疎集落の現状”「限界集落」なんて呼ばせない 集落支援ハンドブック，農文協，pp.127 - 128，2008 年 11 月

過疎地域に積極的な価値を認めている。

この35年間に投じられた総事業費は総額76兆円に上る。道路や施設作りなど公共事業だけでなく生活全般の基礎整備に使われた。¹⁶これらの政策では、過疎化の波を食い止めることはできず「人的な支援」が新たな課題となった。そのため、ハコモノにお金を費やすのではなく、人を中心とした集落支援員制度が施行された。補助金(モノ)から補助人(ヒト)へと転換された。しかし、集落支援員制度は導入されて間もないため全国的普及には至っていない。例えば、会津若松市でもまだこの制度は活用されていない。

(3) 集落支援員制度の仕組み

集落支援員制度は、過疎化対策として総務省が平成20年に創設した。集落支援員の主な仕事は3つである。第1に人口減少や高齢化が著しい集落について、市町村の担当職員などと連携して集落を定期的に巡回し状況把握を行うことである。第2は市町村職員と協力して、住民とともに集落点検を行うことである。人口や世帯の動向をはじめ、医療・福祉サービスや生活物資の調達など生活の状況、農地・山林・公共施設などの管理状態、集落の地域資源、他の集落との可能性などが点検の対象となる。第3はアドバイザーまたはコーディネーターとなって、集落点検の結果を説明し、地域住民と話し合いながら地域活性化対策を助言・提言をする。⁶

人件費などの経費は特別交付税として国が支援する。雇用条件や仕事の中身などは市町村に任される。極めて自由度の高い画期的な施策である。

2009年3月末時点では、11府県と65市町村が制度を活用している。このうち5県と57市町村が元公務員や農業委員の経験者ら計約2200人を支援員に委嘱している。¹⁷

(4) 集落支援員の役割・可能性¹⁸

意思決定システムの柔軟化

集落の維持や再生のボトルネック(支障)は意思決定システムの硬直化、土地や家屋といった不動産の非流動化である。集落支援員に特に期待されるのは、意思決定システムを柔軟化することである。多くの集落において意思決定の場は、常会や自治会などの寄り合いである。そこでは、一戸一票制、男性優位、年功序列などの原則で行っている場合が多く意思決定システムが旧態依然となっている。現代では、こうした伝統が集落維持のためにマイナスに作用する場合が多い。このことは、住民も気づいているが自らの力で変革するのは難しい。そのため、集落住民の立場を十分に理解し、集落危機に対応した様々な取組みをリードしていく集落支援員が大きな役割を果たす。集落支援員には、集落の内部から無理のない範囲で機能することが期待される。

「新たな価値」の創造

都会に暮らす人々の田舎暮らしへの憧れは益々強くなっている。農山漁村から提案された田舎暮らしツアーや農家レストランなどは盛況である。これに対し、農山漁村に暮らす人々の一部は、依然として都会暮らしを志向している。集落によっては「自分たちが暮らす地域には何も無い」と嘆き、都市との格差を感じている。このような都会志向は、暮らしの価値を経済的価値のみに焦点をあてているためである。しかし、集落には都会にはない豊かな自然、文化、伝統などが存在している。集落住民はこれらの貴重な資源に気づいていながらも、経済的価値に置き換えようとするあまり、集落の暮らし自体を悲観してしまっている。その結果、集落で暮らすことの

¹⁶佐藤啓太郎, “「集落支援員」ってどんな仕組み? 何をやるの?”, 「限界集落」なんて呼ばせない 集落支援ハンドブック, 農文協, pp.60-62, 2008年現代農業11月増刊

¹⁷ 総務省, 平成20年度の取り組み状況等, http://www.soumu.go.jp/main_content/000016463.pdf

¹⁸ 作野広和, “集落発「新たな価値軸」の創造”, 「限界集落」なんて呼ばせない 集落支援ハンドブック, 農文協, pp.121-125, 2008年11月

「誇り」を失い、集落で住むことの意味自体を見失っている。そのため、集落においてお金では買うことのできない価値を分かりやすく提示し、集落内外で共有することが必要である。そこで、都市住民と集落住民の双方の感覚を理解している集落支援員が重要となる。集落支援員は、地域に応じた新たな価値を構築し、集落住民がいかに豊かな暮らしをしているか明確に示すことが求められる。また、集落外にも U・I ターンを促進するとともに、田舎の価値が都市の価値との対等となるよう相互に連携をとる必要がある。

(5) 先進事例

島根県浜田市 学生たちも「里山レンジャーズ」として参加

島根県では、県内全 21 市町村中、5 市町をモデル事業の対象に選定し 4 人の集落支援員(里山プランナー)を設置している。ポイントは、県からの予算的・人的両面での支援をモデル市町村へ集中し、ノウハウを他地域へ紹介することにより、全県的な取り組みを推進する点である。また、島根県立大学の学生が結成した里山レンジャーズも地域に入り、草刈りなどの生活作業支援を行っている。

一方、島根県中山間地域研究センター(1998 年設立、全国初の中山間地域を対象とした研究開発機関)による弥栄エリアにおける社会実験の現地オフィスとして、平成 19 年 8 月、旧杵束小学校に「弥栄らぼ」が設置された。この社会実験は、集落機能が衰退し、長年の習慣や限定的な人のつながりに依存している地域にあえて外部の人を入れて、新たなネットワーク展開を模索しようという試みである。¹⁹弥栄らぼ主催のプロジェクトには光の回廊プロジェクト、天空のカフェプロジェクトなどがある。天空のカフェプロジェクトでは、耕作放棄地を活用してナタネ栽培をし、4 月に菜の花が咲いた田んぼの脇に「天空のカフェ」をオープンする事業である。新聞を通しての宣伝により、のべ約 100 人の客が訪れた。その後、収穫したナタネをナタネ油に加工し、これを販売して弥栄らぼの収益にする予定である。2008 年 2 月からは、里山レンジャーズと一緒に「弥栄ショップ」を始めた。弥栄の高齢者が作る自家用野菜の余剰分を販売して、その利益を学生が弥栄町に行く際の交通費やサークルの運営費に充てるためである。大学構内や県の福祉関連施設で販売を経て、月に一度、市内の大型スーパーの店頭を借りて販売している。

弥栄らぼは、地域生活を維持していくために、「3分の1モデル」の構築を提唱している。地域、都市住民、行政の3者が3分の1ずつ力を出し、補い合って地域づくりを行っていくということである。²⁰

福島県喜多方市 全国に先駆けて集落支援員制度を導入

福島県喜多方市は、人口減少と高齢化の進む集落の現状を把握するため全国に先駆けて集落支援員制度を導入した。²¹市内には大小 274 の行政区(集落)があり、65 歳以上がおおむね 45% 以上を占める 23 集落の中から人口 100 人を超える地区を除外し、旧市町村から 2 集落ずつの 10 集落を調査対象集落としている。地区の現状は、いずれも空き家を有し、地域資源はあるものの活性化に対する焦りなど高齢者集落による人的限界とともに、I ターン者の受け入れ希望があるなど、外的サポートが求められている。市では、調査対象集落やその地域の実情に詳しい人など、10 集落に対して 1 人ずつ委嘱し、集落巡視や農地・森林の状況把握、集落の維持・活性化に関する話し合いで助言を行っている。

昨年は、総務省の委託事業である「喜多方市集落支援員による過疎集落の維持・活性化対策事業」にも取り

¹⁹ 国土交通省 国土計画局, 国民参加の事例紹介, 中国圏 弥栄らぼ, <http://www.kokudokeikaku.go.jp/example/chuugoku.html>

²⁰ 種森ひかる「島根県中山間地域研究センターが派遣する「集落支援員」」「限界集落」なんて呼ばせない 集落支援ハンドブック, pp.147-151, 2008 年現代農業 11 月増刊

²¹ 全国農業新聞, <http://www.nca.or.jp/shinbun/about.php?aid=452>

組んだ。この事業は、集落支援員のレベルアップと、新たな人材発掘・体制の強化を図るものである。主な取り組みは、集落支援塾や塾のまとめをするミニシンポジウム、集落と塾生が連携して集落支援を実施する社会実験がある。また、市では昨年4月に企画政策課内に新たに過疎集落対策担当者を設置したほか、各総合支所関係各課と連携しながら、支援員とともに集落の維持・活性化を進めている。²²

(6) 導入後の問題点

集落支援員のほとんどが元公務員や農業委員²³の経験者などの地域に詳しい人達である。そのため、先入観にとらわれてしまい地元の良さに気付きにくい。地域にどのような可能性があるのか見つけにくくなり、広い視野からの提案ができないのが現状である。そのため、地域外の人に集落支援員になってもらうにはどのようにすべきかが今後の課題である。候補としては、大学院生を集落支援員として派遣することや都市部からの居住者、退職した夫婦などが挙げられる。また、大学が研修会に参加し集落支援員に助言を行い、広い視野からの提案ができるようにサポートする必要がある。

第3章 全国の棚田オーナー制度について

1. 棚田の起源と定義

(1) 棚田の起源

棚田がいつ頃から見られるようになったかは不明であるが、飛鳥に都が置かれるようになる以前の、古墳時代(6世紀中頃～7世紀前半)には、谷津田型の棚田²⁴は出現していたものと考えられている。²⁵

(2) 棚田の定義

棚田とは急な傾斜地を耕して階段状に作った水田のことである。傾斜角20分の1(水平方向に20メートル進んだときに1メートル高くなる)以上の傾斜地にある水田を指している。棚田の面積は全国で約22万1000ヘクタールほどある。²⁶ 極端に面積の少ない埼玉、東京、沖縄を除けば、ほぼ全国的に存在している。

2. 棚田の形態と特徴

(1) 棚田の形態

棚田の形態は傾斜によって緩斜地と急斜地の2つに区分される。緩斜地の場合、傾斜が20分の1程度で1区画の面積は比較的大きく、区画整理が行われているところでは10～20アール区画のものもある。これに対して急傾斜地は、1区画の面積が小さく、整理されていない1アール以下の小区画の田が多い。6分の1以上の傾斜だと区画整理を行っても十分な経済的効果が得られないと言われている。

²² 喜多方市ホームページ, 広報きたかた 2009 7月, http://www.city.kitakata.fukushima.jp/dbps_data/_material_/kouhou/200907.pdf

²³ 農業生産力の向上と農業経営の合理化を図り、農民の地位向上に寄与することを目的として、市町村に設置されている行政委員会の役員のこと

²⁴ 谷津田型の棚田: 谷間の傾斜地にある棚田の事を指す

²⁵ 中島峰広著, 『日本の棚田 保全への取り組み』を参考 p7

²⁶ <http://www.tanada.or.jp/save/owner/>, NPO法人棚田ネットワークより引用

(2) 棚田の特徴

棚田の特徴として以下の6つの事柄が挙げられる。

用水の集水区域が著しく狭く、周辺高地からの流入水や湧き水、天水に依存して開田されたものが多いこと。

排水しないことから強湿田・湿田状態にある場合が多いこと。

農道が不備であることが多いこと。

1区画当たりの面積が小さく、区画整理されていないこと。

里山が近いので日照不足、通風不良の田が多いこと。

通作距離が遠いこと。

これらの特徴は急傾斜地にある山間型棚田にみられるものである。また時にはこれらの特徴は問題点として取り沙汰される。例えば、農道整備が不足で区画も未整理のため圃場整備²⁷が行えず、平地の水田に比べて農作業の機械化が困難になる。その他にも日照不足や通風不良の田では生産条件が非常に不利なため満足いく収益が上がらない。こういった影響により、耕作放棄地の増加や後継者不足などの非常に深刻な問題にも直結する。

3. 棚田の機能

棚田の機能は米を作る生産の場としての役割以外にも以下のような重要な機能がある。

(1) 生産の場としての機能

棚田は米を作る生産の場としての機能である。経済効率が低いとはいえ、棚田の米は美味しく、上質米であることは科学的にも根拠がある。一般的には以下の3点が挙げられる。

平坦地の水田に比べ昼夜の温度差が大きいため、稲がゆっくりと熟すること。

水源に近いので、水の中にミネラルなどの微量元素を多く含み、また汚れが少ないこと。

土地が狭いのでコンバインなどの機械乾燥できず、籾²⁸がついた稲束を天日乾燥にすることが多く、時間をかけて乾燥すること。

(2) 国土保全

大部分の棚田は、河川やため池を水源とする灌漑施設²⁹を有しており、保水、洪水調整機能を持ち合わせている。日本では、国土の70%を占める山地に降った雨は、自然のままたとすぐに海へ流れ込んでしまう。しかし棚田はこのような水を田に取り入れ、すぐに流出しないように迂回、滞留させる役割を果たしている。また、大雨時に降った雨の一部は棚田に貯留され、治水の役割も果たしている。

(3) 生態系の保全

棚田地域では、用水と排水を兼ねた水路や土で作られた水路や畦畔が残っており、生き物が成長に応じて田んぼと水路を往復することが可能である。溜池や湿田などの水たまりも多く、周囲の自然環境との補完性、水

²⁷ 圃場整備：耕地区画の整備、用排水路の整備、土層改良、農道の整備、耕地の集団化を実施することによって労働生産性の向上を図り、農村の環境条件を整備することである。

²⁸ 籾：外皮を取り除いてない米。稲の穂からとったままで、脱穀していない米。

²⁹ 灌漑施設：人工的に耕地に水を供給する施設。ため池や農業用水路などが灌漑施設にあたる

質の良さなどの理由から、多種多様な小動物、昆虫、植物が複雑な生態系を築きあげている。

(4) 保健休養地としての役割

弥生以来の水稲耕作の歴史によって作り出された水田風景を中心とした農村景観は、日本人の文化的原風景といえる。棚田地域は圃場整備が進んでいる場が少なく、日本人が想像する昔ながらの田園風景を残している土地である。つまり、棚田は安らぎや癒しを与えてくれる原風景³⁰の1つと考えることができる。棚田には以上の点のような意義や多面的機能があることがわかった。

4. 日本の棚田百選と保全方法

(1) 日本の棚田百選について

農林水産省は、1999年7月26日に農林水産大臣が認定した「日本の棚田百選」を発表した。選ばれた全国各地の棚田は、117市町村³¹の134地区である。百選なのにも関わらず100ヵ所ではない理由は、棚田が持つ多面的機能が評価され、その維持・保全を図ることを目的としているため100地区にこだわることなく、できるだけ多くの棚田に光を当てようとする考えに基づいている。棚田百選の選定基準は積極的な維持・保全の取り組みがなされ、今後も継続の見込みがあることや1ヘクタール以上の団地を構成していること、国土や生態系の保全、景観、伝統文化の維持・保全などのいずれかの点が優れている棚田であることが要件となった。日本の棚田百選を地方別に見ると東北が6地区、関東が3地区、甲信越が35地区、北陸が7地区、東海が10地区、近畿が11地区、中国が15地区、四国が7地区、九州が47地区と西日本に集中していることがわかった。

³²

(2) 棚田保全方法の類型

(1)のような農林水産省の調査活動が基礎となり1990年代には棚田の保水・洪水調整、国土や生態系の保全、文化的価値といった多面的機能が評価されはじめ、全国各地で棚田の保全活動がみられるようになった。保全方法は土地や耕作放棄率、高齢化率といった農業生産条件や社会的条件などによって違いが生じる。代表的なものは以下の3点が挙げられる。

基盤整備・営農対策型

基盤整備・営農対策型の取り組みは最小限の基盤整備を行って、耕作民に生産意欲を維持させ付加価値を高めた農作物の生産を行うことにより棚田の保全を図る。具体例として岡山県美咲町おおはが地区が挙げられる。この地区は、無農薬有機栽培の米を農業協同組合の主導により発展した。

現状維持・観光開発型

この類型は観光資源として棚田を位置づけることが特徴である。そして観光業者からの援助、もしくはグリーン・ツーリズム的手法を取り入れ、滞在型の余暇活動を通して保全を図るものである。石川県輪島市白米地区³²が例として挙げられる。この地区は観光ルートに位置しており、観光業者からの援助を受け、成功した地区である。

現状維持・交流共生型

³⁰ 原風景：昔ながらの田舎の風景のこと

³¹ 選定当時の市町村数を表している。

³² 付属資料より参考

これはオーナー制度などにより棚田を都市住民に開放し、農作業を通して都市と農村住民の交流を図り、両者の力によって棚田の保護に努めることを目的としている。実例としては三重県熊野市丸山地区がある。丸山地区はオーナー制度を実施し、オーナーや行政の経済的支援によって棚田の保全を図っている。本研究で研究対象とした柳津町久保田地区や短大が棚田オーナー制度を提案した喜多方市高郷町揚津地区もこの類型に属している。

5. 棚田オーナー制度の意義と仕組み

棚田オーナー制度は“都市住民や地域の非農家が定められた棚田で、自ら継続的に耕作を行い、収穫物を得る”制度だといわれている。その意義は都市農村交流によって活性化させ、棚田の保全を図ることにある。

次に棚田オーナー制度の具体的な流れについて紹介する。まず、はじめにオーナー募集を行う。募集は棚田を所有する地元農家と行政が連携し、雑誌や新聞などの広告を活用して行う。基本的には都市住民および地域の非農家や地域外住民が主な募集対象となる。集まったオーナーは参加費を払い申し込み、オーナー対象の事前説明会に参加する。そして申し込んだ水田で田植えや稲刈りなどの農作業を地元農家の人々の指導を受けながら体験する。農作業体験に参加して得た収穫物は全て、もしくは前もって保障された一定量の玄米か白米を受け取ることができる。この一連の流れは全てのオーナー制度で共通である。しかし、オーナー制度は実施する内容や目的によって以下の区分に分類される。

<図表3 - 1>棚田オーナー制度の分類³³

I:	農業体験・交流型	農業体験に重きがおかれ、田植え、草刈り、稲刈りなどの来訪が2～3回。
II:	農業体験・飯米 ³⁴ 確保型	農業体験よりむしろ、一家の飯米確保することが主目的。田植え、草刈り、稲刈りなど来訪は2～3回。
III:	作業参加・交流型	来訪の回数や作業の種類が増え、農業体験から一步進んだ類型。来訪の回数は、田起・田植・草刈・稲刈・脱穀などの作業に4回以上参加。
IV:	就農・交流型	来訪頻度が最も高く、年10回以上農作業に参加する。作業には農家から借りる農機具を使用。
V:	保全・支援型	基本的に金銭的な支援を行い、オーナー田の管理費や保存会などの組織の運営費に割りあてる。トラスト型とも呼ばれる。

出典：NPO法人棚田ネットワーク, <http://www.tanada.or.jp/save/owner/>より引用

6. 棚田オーナー制度の発祥地と先進地事例の比較

棚田オーナー制度は高知県ゆすはらちようかんざいこちく梺原町神在居地区で誕生した。梺原町は全国の僻地山村と同様に過疎化が進み、1950年に1万人を超えていた人口は1995年には半分以下の約4800人まで減少した。特に神在居地区では水害による漏水が激しかった棚田が耕作放棄されるようになった。このような事態を背景に、千枚田を重要な資源として位置づけ、都市住民との交流を図る場にしようと棚田の保全に取り組むようになった。模索した結

³³<http://www.tanada.or.jp/save/owner/>, NPO法人棚田ネットワークより引用

³⁴飯米：食用米のこと

果、町の産業経済課が主導で地元働きかけ、1992年に棚田オーナー制度が誕生した。

現在、17年目を迎える千枚田オーナー制度は活動主体、問合せの対応ともに橿原町役場産業振興課が行っている。会費40,010円で、棚田の面積は100平方メートルとし、オーナー数は20組となっている。体験内容は荒起しから始まり、代かきや田植え、精米など一通りの農作業を体験できる。オーナーの特典である米は一定量を引き渡すのではなく、天候やオーナーの腕次第で増減する仕組みである。他にも橿原を訪れた際には神在居地区の専用宿泊施設であるカントリーハウスが利用できる。この宿泊施設はバス、トイレ、台所がついており、自炊が可能となっている。分類は 型である。

<図表3-2>棚田オーナー制度の先進地事例の比較

	栃木県	熊本県	千葉県	高知県
	栃木県茂木町入郷地区	熊本県山都町菅迫田地区	千葉県鴨川市大山千枚田	高知県梶原町神在居地区
オーナー数	70組	15組	136組	20組
作業回数	10回	15回	7回	12回
オーナー料金	30,000円	35,000円	30,000円	40,010円
特徴	地区ごとでそれぞれ展開し、役場と協力して取り組まれている。	オーナーの積極的な参加を重要視している本格的就農型オーナー制度である。	都心から近い棚田として、都心部の住民に対して展開している。	棚田オーナー制度の発祥地であり、宿泊施設も備わっている。

図表は森ゼミ作成、2010年2月

7. 全国棚田サミット

全国棚田サミットは、全国の棚田保全の取り組みをしている市町村で第1回の1995年から毎年行われ、8月～10月中の2日～3日間開催している。全国の棚田関係者が1200～1300名が参加する規模のサミットである。地区の棚田見学や5つの分科会を話し合う内容となっている。全国棚田(千枚田)連絡協議会が、全国の棚田地域の住民や棚田保全活動を実施もしくは支援している団体や個人のネットワークを作るために棚田サミットは開かれている。1995年9月に全国棚田(千枚田)連絡協議会が設立された。棚田の保全や市町村、団体、個人でのつながりを持つための目的としている。会員は自治体や団体、個人単位で存在し、個人で賛助している会員も含めると166人の会員(2009年7月)が所属している。毎年の会費は、自治体もしくは団体では30,000円となっている。会員には棚田の情報を記した会員誌が送られ、棚田サミットの報告書も送られる。全国棚田(千枚田)連絡協議会事務局への入会や連絡は平成21年度まで長崎県雲仙市が対応していた。

2009年10月16～17日にかけて新潟県十日町市で第15回全国棚田サミットが開かれた。³⁵このサミットには約1400人が参加した。十日町市のサミットの基調講演には「中山間地域の農業構造改革～もうひとつの農業を考える～」を演題に講演が行われた。講師は富山大学極東地域研究センター教授 酒井富夫氏である。これらの棚田はブランド米である「魚沼コシヒカリ」を作っている。新潟県では稲刈りの後、他の地域にはない秋かきという田起こしをし、田んぼに水を張る作業をする。水を張らないと水田がひび割れてしまい、3メートルほどの積雪の雪解け水が浸透し、地滑りの原因になる。また水源に乏しい棚田の水源として雪解け水を利用するため、棚田のあちこちに井戸を作っている。これは地滑りの原因となる地下水を集めるために井戸を作っている新潟独自の手法である。分科会は5つに分けられ、「地域の自然と棚田の関わり」、「みんなで支える棚田の農業」、「棚田と地域振興の取り組み」、「スローライフと棚田のつながり」、「棚田と震災復興の取り組み」が開かれ、それぞれ専門家も加わっている。このような地域独自の厳しい自然と先人による歴史が新潟の棚田にあることを、参加者に知ってもらうことで技術の伝承や遺産、交流がサミットにて行われた。

³⁵ 付属資料を参照

第4章 久保田地区の取り組みとその効果と課題

1. 久保田地区の取り組み

これまでの取り組み内容は、以下 図表4 - 1 の通りとなっている。2008年4月から2008年11月までの取り組みとして日帰り体験型グリーン・ツーリズムを実施した。また2年目である平成2009年4月からは、新たな取り組みとして棚田オーナー制度を実施した。オーナーの会費は3万円で、プログラム最終日には、作業回数にかかわらず、コシヒカリ玄米30キロがオーナーに引き渡された。

棚田オーナー制度へ変更した理由として、日帰り体験型グリーン・ツーリズムでは毎回の参加者募集が困難であることや毎回参加者が異なるので地域との繋がりがもてないこと、担い手の確保までには至らないことなどが挙げられる。

また、オーナー制度の良い点として棚田オーナー料で確実な収益をあげられることや、米や野菜などの直接販売の効果を得られること、参加者募集は1年間に1回の募集で済むので受入側の負担が少ないこと、地域とオーナーとの間につながりができることなどが挙げられる。

オーナー制度の導入に伴って、参加者と地域住民に変化が見られた。第1に、1年間という一定期間の交流を通じて、オーナーと地域の方々との間に強い絆が生まれたことである。食事の際に、昨年は地域の主婦の方々が手作り料理を食卓に並べている様子を、参加者はただ見ているだけというのが目立った。しかし、オーナー制度での参加者は、自ら手伝いを始めたり、さらにお土産を持参して食卓に並べるようになったりするなど、実家や親せきの家に来ているかのような様子が見られた。そして、最終作業日である収穫祭の解散式の時には、お互いに別れを惜んでいる様子が多く見られた。第2に、回を重ねるごとに、オーナーの農業に対する興味関心が高まり、作業スキルの向上が見られたことである。さらに、オーナー制度導入時に、首都圏からの参加者が多いことから、作業量をどの程度にすべきかが問題となっていたが、作業をこなすにつれ、参加者側から「作業量をもっと増やしてほしい」という声が出るようになった。

今年の取り組みのために、2月1日から28日まで棚田オーナーの募集がかけられている。今年は、昨年より1組増やした20組のオーナーを予定しており、昨年からの継続申込オーナーが12組であるので、8組の追加募集となった。また、リピーター率は63%と、過半数が久保田地区でのオーナーを継続することになった。

2. 作業回数と内容の決定理由

棚田オーナー制度を導入した今年から作業回数や内容にいくつか変更点が出た。毎回参加者が同じことから、昨年は毎回行われていた三十三観音参りを第1回目の作業日のみにし、毎回異なる作業を用意した。また、作業日は年間5回から7回に増やした。

棚田オーナー制度が年間7回の作業回数であることとプログラムが約1ヶ月おきである理由は、畦塗りや田植え作業、除草、草刈り、稲刈りなどの主な作業を体験できるようにするためと、首都圏からの参加者がほとんどのため久保田への行き来が困難であるので、参加しやすい回数にするためである。そのため、1オーナーに棚田1枚の全作業をまかせる本格型オーナー制度ではなく、オーナー同士や集落の人々との交流を楽しみながら参加できる体験交流型オーナー制である。

プログラムは、集合の午前 10 時から解散の午後3時の間に実施される。午前には農作業、午後にはふきのとう採りや山菜採り、芋掘りなどのプログラムが組まれている。農作業だけではなく、このような楽しい体験を組み込むことで、参加者にさらに楽しんでもらおうという工夫がなされている。

図表4 - 1 久保田地区の取り組み経過

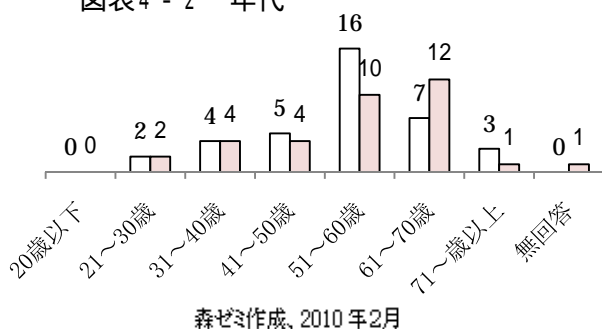
実施日	活動	内容	備考
2007年12月4日	集落説明会	グリーン・ツーリズムを短大生が提案	短大生9人参加
2008年4月9日	柳津町久保田地区グリーン・ツーリズム推進協議会設立総会	規約・役員など具体的な内容や、これからの日程についての話し合い	短大生9人参加
4月29日	グリーン・ツーリズム農業体験	三十三観音祭り しいたけの植菌作業 山菜採り	一般参加者:700人 グリーン・ツーリズム:7人 短大生:9人参加
5月25日	グリーン・ツーリズム農業体験	三十三観音お参り 田植え、山菜採り	一般参加者:0 短大生:4人参加
8月3日	グリーン・ツーリズム農業体験	じゃがいも掘り、そばの種まき 三十三観音お参り	一般参加者:6人 短大生:5人参加
9月26日~28日	グリーン・ツーリズム農業体験	稲刈り、籾すり、はさ掛け 米袋詰め作業、きのこ狩り	一般参加者5人 短大生:9人参加
11月1日	グリーン・ツーリズム農業体験	収穫祭(餅つき)	一般参加者:3人 短大生:5人参加
2009年4月初旬	棚田オーナー制度(説明会)	説明会、ふきのとう採り	オーナー:40人 短大生:5人参加
4月29日	棚田オーナー制度	畦塗り、山菜採り しいたけの植菌作業	オーナー:39人 短大生:9人参加
5月24日	棚田オーナー制度	田植え作業	オーナー:42人 短大生:4人参加
6月21日	棚田オーナー制度	除草、草刈り、山菜採り	オーナー:37名 短大生:不参加
8月2日	棚田オーナー制度	草刈り、芋掘り、そばの種まき 昆虫採集	オーナー:40名 短大生:不参加
10月4日	棚田オーナー制度	コシヒカリ手刈り、さで掛け きのこ採り	オーナー:40名 短大生:不参加
11月1日	棚田オーナー制度	収穫祭(餅つき・そば打ち) コシヒカリ玄米の引渡し	オーナー:45名 短大生:9人参加

久保田グリーン・ツーリズム推進協議会の資料を元に森ゼミ作成、2009年12月

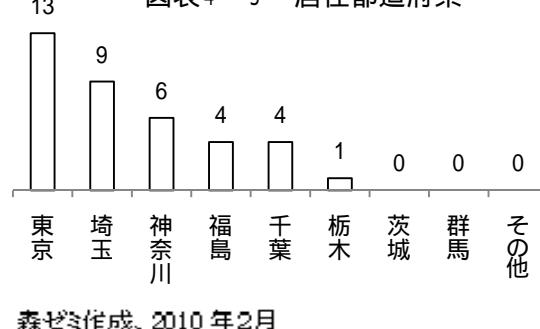
3. 久保田地区棚田オーナー制度アンケート調査

私たちはこれまでの取り組みの効果と課題を明らかにし、さらに今後の取り組みに活かしていくため、久保田地区の棚田オーナーを対象としてアンケート調査を実施した。久保田地区の方の意見を取り入れながらゼミ生で質問内容を考え、5月24日の田植えと11月1日の収穫祭の際に印刷したアンケート用紙をオーナーに配布し、回答を得た。³⁶

図表4 - 2 年代



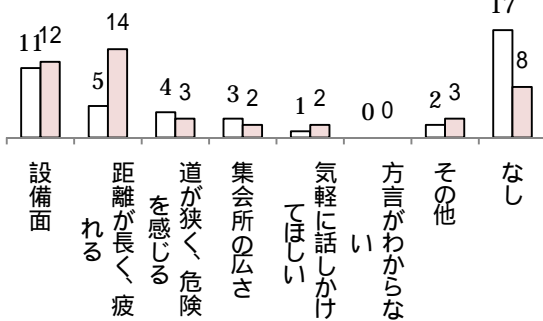
図表4 - 3 居住都道府県



³⁶ グラフ色付きは第2回目の調査結果

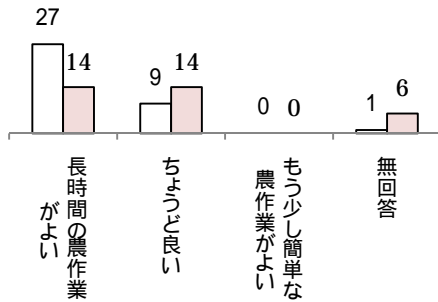
第1回目のアンケート調査では男性19名、女性18名の計37名、第2回目のアンケート調査では男性17名、女性17名の計34名のオーナーに回答をもらった。参加したオーナーは、第1回目の調査では50～60歳の方、第2回目の調査では61歳～70歳の方が最も多いという結果になった。さらに東京や埼玉、神奈川など関東圏からの訪れたオーナーがほとんどであった。

図表4-4 困ったことや要望



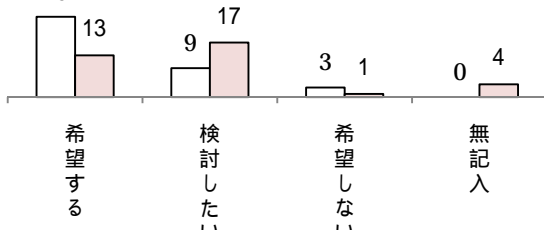
森ゼミ作成、2010年2月

図表4-5 農作業の要望



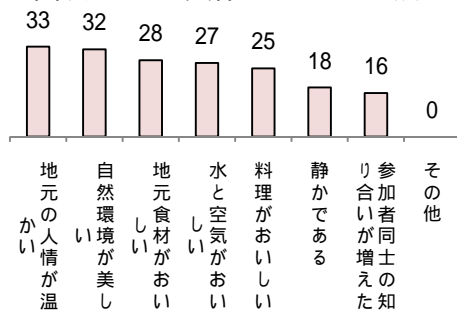
森ゼミ作成、2010年2月

図表4-6 久保田地区への宿泊希望



森ゼミ作成、2010年2月

図表4-7 久保田のよかった点



森ゼミ作成、2010年2月

主に、トイレが少ない・集会所の広さが足りないなどの設備面の要望や、集落までの移動距離が長く疲れる、

道が狭く危険を感じるなどの交通面での要望が多かった。第1回目のアンケート調査では、その他の意見として泊りがけの農業体験をしてみたいという要望も見られた。

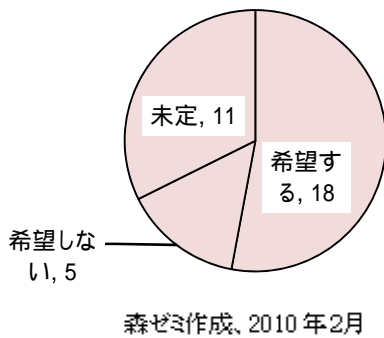
第1回目の調査を行った田植えの際は作業時間が短く、第2回目の調査を行った収穫祭の際はトイレが近い場所にあったのでそれほど込み合わなかったが、オーナー数を増加させるには今後トイレの改修や増設を行う必要がある。

春と秋の2回のアンケート調査とも、もう少し簡単な農作業が良いと回答したオーナーが1人もいないことから、参加者の農作業への積極的な姿勢が見られた。1回目のアンケート調査で、現在より長時間の農作業がよいと回答したオーナーが多かったのは、その日行った田植えの作業が早く終わってしまったからである。

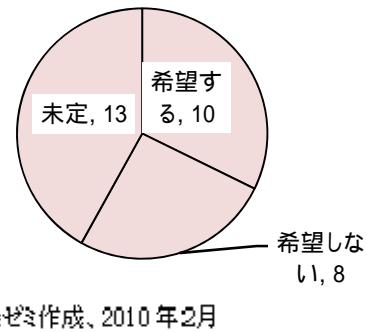
1回目の調査では将来久保田地区への宿泊を希望するというオーナーが25人と、3分の2以上が宿泊を希望すると回答しており、第2回目の調査でも宿泊を希望する様子を見て検討したいと回答したオーナーが多いことから、オーナーが久保田地区への宿泊について前向きな姿勢をみせていることが分かった。現在はオーナーを宿泊させることのできる農家が久保田地区にいないため、オーナーには旅館を斡旋しているが、今回の結果を受止め、今後農家民宿開業の可能性が出てきた。

久保田地区の良かった点として地元の人情が温かいという回答が33名と最も多く、その次に自然環境が美しい32名、地元食材がおいしい28名と続く。どの項目も評価が高く、久保田地区の美しい自然や、地域住民の心のこもったおもてなしが、オーナーにとっても好評だったことが分かる。また、この結果がリピーター率の62%に反映されている。

図表4 - 8 次年度の参加希望

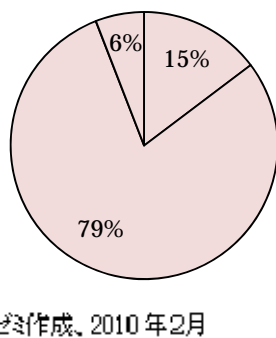


図表4 - 9 農産物出張販売の希望



次年度も参加を希望するというオーナーが18名と、半数以上のオーナーが希望していることが分かった。この結果は、実際のリピーター率である62%とほぼ同じである。また、久保田地区の農産物の出張販売の希望では、10名と約3分の1のオーナーが希望をしているという結果になった。オーナーの中には自分の地域までは長距離のため無理ではないかという考えから、出張販売ではなく直接久保田地区で農家から農産物を購入したいというオーナーが多い。

図表4 - 10 オーナー料金について



オーナー料金について、ちょうどよいというオーナーが27名と最も多く、その次に3万円は安いと5名、もう少し安いほうがよいと2名という結果になった。久保田地区でのオーナー料金である3万円は全国平均の料金であるため、ちょうどよいと感じたオーナーが多かったのではないかと考える。また、会合の都度の食事代について、無料では申し訳ないので、有料にしてはどうかという意見が見られた。

4. 久保田地区の取り組み効果

年7回のプログラムを通し、久保田地区では様々な効果を得ることができた。取り組みによって得られた効果は以下の通りである。

(1) 地域内のコミュニティ機能の強化

地域住民の間で、年の差を超えた交流や男女差を超えた交流が活発になり、コミュニケーションをとる機会が増えたため、地域内のコミュニティ機能が強まった。また、地域内でのコミュニケーションが活発化したことで、古くからある伝統的な農家同士の助け合いの仕組みである「結い」が、新たに創造された。

(2) 地域産品の直接販売による経済効果

久保田地区を訪れた参加者が、毎回お米、山菜さらに野菜などの地域産品を購入していくため、地域産品の販売先確保となり、地域住民の副収入増加につながった。集落では体験を行う度に久保田地区の農産物を使

った昼食を参加者に出しており、実際に久保田地区の農産物を食べてもらうことで、そのおいしさをアピールすることができる。久保田地区の地域産品は、新鮮で美味しく安いことから、都市住民に大好評であった。現在、地域内では希望者に手打ちそばの宅配を行う人も出てきている。

(3) 高い外部評価とマスコミによる報道

取り組みを通じ、都市住民から見た集落の評価を知ることが出来るので、自分たちの地域の魅力や価値を改めて実感することができる。また、新聞やテレビなどのマスコミによる報道が多くなったこともあり、地域住民が普段生活している地域に対する誇りと自信が強まった。

(4) 地域に活気が出た

これまでの取り組みにより地域内での交流人口が増え、高齢者が過半数を超える集落に毎回多くの都市住民が訪れることで、地域内が賑やかになり地域に元気が出てきた。また、地域に活気が出ることによって、地域住民の取り組みに対する意欲が高まり、自ら積極的に取り組みに参加する住民も以前より多く見られるようになり、久保田グリーン・ツーリズム推進協議会に新たに加わる住民も見られた。

(5) 農家民宿や農家レストラン開業の可能性

アンケート調査の結果から久保田地区への宿泊希望が多いことが分かった。これにより久保田地区での農家民宿開業の可能性が出てきた。久保田地区で農家民宿を開業する場合、始めに宿泊を希望するオーナーを各農家へ宿泊させ、その後来客確保の見通しや資金面で民宿を開業できる余裕が出てきた際に、保健所から正式に許可をもらい民宿を開業する。農家民宿では食事付きの民宿や、宿泊者が自分で食事を作る自炊型の宿泊所など、様々な形式で民宿等を実施することが考えられる。

さらに、農家民宿以外にも、農家レストランや食堂の開業の可能性もある。農家レストランや食堂を開業させることで体験に来た参加者に昼食をそこで提供することができる。農家レストランを開業した際、収益よりも維持費がかかるような場合は、リスクを回避するために土日のみでの営業や完全予約制の営業にすることが考えられる。

(6) 他地域への刺激

新聞やテレビなどでのマスコミによる報道が多くなったこともあり、会津美里町関山地区や喜多方市高郷町揚津地区といった集落が久保田地区での取り組みに刺激を受け、それぞれの集落でその地域の特徴を活かした取り組みを始めた。今後、これら他地域と久保田地区お互いに連携して取り組みを行うことで、久保田地区が本格的担い手確保型オーナー制度に移行した際に、それ以外のオーナー制度を行っている地域を紹介することができ、また久保田地区の紹介もしてもらえという協力関係が生まれる。さらに他地域で行っているオーナー制度や地域の活性化の取り組みも知ることができる。

5. 久保田地区における取り組みの成功要因

今回の久保田地区での取り組みでは、オーナーの募集も上手くいき、毎回のプログラムには大勢の人が参加した。プログラムを行うごとに地域内は活気づいていき、久保田地区での取り組みは成功したと言える。以下に様々な側面から、その要因について記す。

(1) 人的側面

久保田地区では棚田オーナー制度の取り組みの中心が 60 代であり、さらに役場とのパイプが太い。また、リーダーである会長は人望があり、地域住民から非常に信頼をされている。さらに、久保田地区では男性だけでなく女性の方も多く取り組みに参加しており、料理やおもてなしの面で活躍をしている。このように、集落内に人材が揃っていることが久保田地区の成功した要因の1つである。

(2) 社会的・文化的側面

久保田地区は道路の道幅が狭く、町から離れた場所に位置しており、住民同士で助け合わなければ生活するのが厳しい地域である。また、久保田地区では久保田三十三観音祭りや運動会をはじめ、多くの地域行事があり、現在でも地域住民が中心となり行事を行っている。さらに、久保田地区は広大な里山を集落で共同管理している。そのため、三十三観音や森林はとてもきれいに手入れがされている。これらのことから、地域内はとてもまとまりが良く、取り組みの際にも地域住民のまとまりを感じる。

(3) 自然的側面

久保田地区は町の中心部から約 12km 離れた集落ではあるが、美しい棚田や広大な里山などを所有している。また、標高が 500m の山奥に集落があるため、騒音などがほとんどなく集落内は町の中心部と比べとても静かで、景観が素晴らしく空気や水が美味しい。これら久保田地区の持つ豊富な自然資源は、都市住民にとって普段触れることのできないものであり、とても魅力的なものである。

(4) 歴史的側面

久保田地区はマリア観音をはじめとした三十三観音や弥彦神社など、他にはない久保田地区特有の歴史資源を多数持っている。また、柳津町には軽井沢銀山があり銀の採掘が行われていた。採掘が行われていたころは久保田地区も栄えており、人口も 300 人と現在の約3倍の住民が居住していた。しかし軽井沢銀山も閉山し、古くからある久保田小学校も 2005 年に廃校となるなど、地域住民には危機感が強くあり、地域の維持・存続を願う気持ちも強い。これらの要因も地域内のまとまりの良さにつながっている。

(5) マスコミとの連携

今回の取り組みでは、全国紙を発行している大手新聞社に協力をしてもらい、久保田地区での取り組みを頻繁に記事にしてもらった。さらにテレビでも活動の様子が放送されるなど、取り組みの知名度を上げることができた。マスコミとの連携は久保田地区での取り組みが成功するのに欠かせない要因である。すなわち、一定数以上のオーナーを募集して取り組みを発展させるには欠かすことのできない連携である。

6. 久保田地区の取り組み課題

(1) 交流人口のさらなる増加

交流人口の増加には2つの可能性がある。第1に、作業回数を増やす方法である。これによってオーナーが集落へ訪問する回数が増え、交流を深めることができる。しかし、集落の住民はオーナーが農作業体験をするための事前準備をする必要があるため、作業回数を増加することによってその手間も増加する。また、オーナーは遠方から通わなくてはならないため、両者への負担が増加する。第2に、棚田オーナー数を増やす方法である。オーナーが増えると集落では農産物の販売量が増加し、経済効果が期待される。しかし、多くのオーナーを受け入れるためには大量の食事の準備と広い食事場所が必要となるため、食事を準備する集落の女性への負担が増えることや食事スペースの不足が問題である。これには旧久保田小学校の体育館の利用が考えられるが、体育館と併設する形で炊事場とトイレを増設する必要がある。したがって、将来的にオーナー数をどこまで増やせるのかが現在の課題である。

(2) インフラの充実

交通面の改善としては、集落までの案内看板の設置が必要である。また、現在久保田地区へ行くための道路は乗用車1台がやっと通れる程度の幅しかなく危険であるため、道路幅を拡張する必要もある。設備面の改善としては、トイレの増設や集会場所の確保、民家で宿泊希望者を受け入れるためにトイレや風呂の改修などの受け入れ体制づくりが必要となる。

(3) 農作業の担い手確保

現在の担い手が高齢化した場合、次の担い手として新たに棚田オーナーを確保しなければならない。担い手を確保するためには、耕作放棄地を利用した個人割り当て型のオーナー制度を始めることが考えられる。このオーナー制度では、1人に1枚の棚田を割り当て、作業日以外の自由参加を許可する。これによって、オーナーは頻繁に集落を訪れ多くの人手が確保されることから、耕作放棄地の増大を防ぐこともできる。

または、本格的担い手確保型のオーナー制度を始めることも考えられる。現在は首都圏のオーナーが中心であるが、それを県内のオーナー中心へと切り替えることによって、より多くの作業を任せることができる。県内のオーナーであれば集落への移動時間が短いため、作業回数を増加させてもオーナーの負担はそれほど増加しない。

(4) 他地域との連携

久保田地区の棚田オーナー制度は飯米確保体験型である。これとは別に、高齢化が進んだ集落では本格的担い手確保型オーナー制度、交通アクセスの良い平野部では体験交流型オーナー制度を行っている。これらの地域と連携することによって、オーナーの目的に応じてお互いに募集人数を確保しやすくなることや、自分の地域の魅力や改善すべき部分に気付くことができるという効果がある。また、オーナーに選択肢を与えることによって多様な棚田オーナー制度を展開することができる。来年度からは新たに喜多方市高郷町揚津地区での棚田オーナー制度が始まる。また、全国棚田サミットに今後参加することによって、他県との交流の中から、充実強化に向けたヒントや活力を得ていくことが必要となる。

7. 集落型グリーン・ツーリズム

グリーン・ツーリズムには様々な受入れ方があるが、その中でも地域ぐるみグリーン・ツーリズム事業は地域の活性化に高い効果がある。

地域ぐるみグリーン・ツーリズムとは具体的には、有志グループの共同受入れ事業、集落など限定された地区の共同受入れ事業、公社・団体などと地域との共同受入れ事業、市町村全域での受入れ事業のことである³⁷。この事業を始めるには、まず、実践地域での合意形成が必要である。また、活動に参加する人たちが中心となって推進計画構想を策定することや、地域内で体験指導者などになる人材を探し、ネットワーク化していくことも必要となる。事業を推進する初期段階では、先進事例の研修や研究会、指導者研修会などの学習活動にも積極的に取り組むことが求められる。さらに、地元出身者のほかに、都市部から移り住んだ人などを計画段階から仲間に入れることが望まれる。

こうした地域ぐるみの受入れ事業には地域内の多くの人に関与するため、地域の活性化につながる。また、地域全体で取り組む活動であるため、行政などに協力してもらうことで情報発信がしやすくなるうえに、マスコミにも取りあげられやすい。マスコミに載ることで宣伝効果が高まり、実践者の勇気付けにもなる。さらに、個人活動とは違い地域ぐるみの活動は、補助金の交付などの行政支援が受けやすくなるといった多くの利点が考えられる。

集落型グリーン・ツーリズムの利点を受入れ側、参加者側それぞれの視点から考える。受入れ側の利点としては、集落全体で取り組むことによって役割分担ができるため、個人の負担が少ないこと、多くの人に関わることによって収入や活力が得られるため、集落の持続的 가능성이高まることが挙げられる。参加者の利点としては、集落全体で参加者を迎え入れることによって、より多くの人と交流できること、集落には様々なスキルを持った人が揃っているため、多くの作業体験ができることが挙げられる。

8. リーダーにふさわしい人材

グリーン・ツーリズム事業の成否はリーダーの資質に左右される。小さな集落で事業を進める場合に集落内部をまとめるリーダーとしては、グリーン・ツーリズムに対する知識と意欲を持ち、実行力があり、集落住民に信頼されている人望の厚い人が最適である。しかし、都市住民を相手にした事業を行うための経営感覚が求められるため、都会から人を呼ぶといった事業の推進には必ずしも適役であるとは言い切れない。リーダーがそうした事業経営が不得意な場合は地区内で適任者を探し、リーダーの補佐役として企画担当などの事業の推進役になってもらうのがよい。

また、体験指導者には農村工芸や食品加工の伝統技術を持っている地区内の高齢者が適任である。各人の得意技を活かした体験イベントを実施し、体験指導に対する経験と自信を持ってもらう。それぞれの高齢者にも役割を与えることで、その活動が生きがいとなったり、人に教えることの楽しさや喜びを感じたりしてもらうこともできる。

³⁷ (財)都市農山漁村交流活性化機構, 地域ぐるみ グリーン・ツーリズム運営のてびき, 農文協, 2006年4月

第5章 その他の地域の取り組みと可能性

1. 喜多方市高郷町揚津地区

揚津地区は、喜多方市の西端、標高 400m に位置した阿賀川沿いに棚田が広がる集落である。また、人口 147 人の 42 世帯で高齢化率は 36.7% である。集落ではコシヒカリやひとめぼれ、そばが栽培されている。高郷町揚津地区は久保田地区と違い、65 歳以上の高齢者が半数以上を占める「限界集落」ではない。しかし、日本の原風景である農山村を次世代につなぎ、持続可能なものにしていくため、さらに農業の担い手確保や交流人口の増加などを目的として、棚田オーナー制度を導入することを昨年 12 月に決定した。

揚津地区では、今年 2 月から首都圏を中心に 30 組のオーナーを募集し、4 月から取り組みを開始する。3 万円の会費でコシヒカリ玄米 30 キロをオーナーに引き渡す。プログラムは 4 月から 11 月にかけて計 7 回行う。プログラム内容は下記 図表 4 - 11 の通りである。体験プログラムは稲刈りなどの農作業体験のほかに、ソバ打ちや温泉入浴、さらに化石発掘、ボート体験、祭礼への参加、田舎料理作りなど、揚津地区の地域資源を活かした多彩なメニューをそろえている。この揚津地区での棚田オーナー制度の取り組みは、今年度実施した柳津町久保田地区に続き福島県内で 2 地域目である。

図表 4 - 11 揚津地区棚田オーナー制度プログラム内容

実施日	内容
2010年4月25日	事業説明会・田起こし・畦塗り・山菜採り・種芋植え
5月30日	棚田での田植え・さつまいも苗植え・山菜採り(わらび)・田舎料理体験(笹だんご作り) 温泉入浴・会費制交流会(山菜や郷土料理でおもてなし)
6月27日	草刈・きゅうり、トマトなど野菜の手入れと収穫
8月1日	芋堀・そば種まき・化石発掘体験またはボート体験
9月4日	草刈・除草・西羽賀祭礼参加
10月17日	コシヒカリ手刈り・サデかけ・きのこ採り・野菜収穫販売・温泉入浴
11月20日	収穫祭(餅つき、そば打ち)・玄米の引渡し・田舎料理作り体験・会費制交流会

揚津地区棚田オーナー募集チラシを元に森ゼミ作成、2010年2月

2. 会津美里町関山地区

関山地区は会津美里町の南部に位置し、会津西街道を挟み南北に町が並んでいる集落である。集落内は人口 207 人の 52 世帯で、高齢化率は 40% 台である。関山地区には古くからの宿場や蔵が残り、美しい景観を生み出している。関山地区では、過疎化と高齢化に伴い空き家や未利用の蔵が増加し、建物の老朽化も進んだ。そのため現在では積極的な空き家、蔵の保存、利活用を行っている。³⁸

私たちは昨年の 7 月 15 日に関山地区に赴き、棚田オーナー制度の提案を行った。説明会では募集オーナー数は 40 組、会費は 3 万円でオーナーへのコシヒカリの引き渡し量は 30 キロ、また、昼食におにぎりや漬物など

³⁸ 関山村づくり実行委員会, <http://www.s-m-ninaite-shien.jp/dantaihokoku/file/01.pdf>

の軽食を無料提供することなどを提案した。

美里町の隣の下郷町には大内宿があり、関山地区ではこの大内宿と協力し取り組みを行っていく予定である。大内宿と協力しているため、大内宿に来た観光客が棚田オーナー制度に興味を持ち、今後関山地区の棚田オーナーになる可能性がある。現在関山地区では、集落にある蔵の改修工事を進めている。改修工事を行っている2つの蔵の内、1つは農家レストランとし、2つ目の蔵は都市住民との交流施設として整備している。

3. 喜多方市山都町沼の平地区

昨年、沼の平地区に棚田オーナー制度の提案をしたが、導入するまでには至らなかった。その理由として以下の3点が挙げられる。今までも集落の活性化をはかろうと福寿草祭りや景観美化運動などに独自に取り組んできたが、来客数が思うように伸びず活性化への挫折感を覚えたことにより、再び失敗に終わるのではないかという根強い不安があること、集落活動の担い手の中心が70代であることから、新しい取り組みへのエネルギーが乏しいこと、取り組み意欲がある50代には、まだ全体をリードできるような権限がないことである。

しかし、沼の平地区に近い揚津地区が、棚田オーナー制度で相当の成果を生み出せば、その刺激を受けることによって、今後沼の平地区が棚田オーナー制度導入に踏み切る可能性がある。

4. 今後の可能性

揚津地区と関山地区は共に人口は久保田地区よりも多く、高齢化率は50%を下回っているため、まだ限界集落と呼べる段階ではない。それにも関わらず、これらの地区が棚田オーナー制度を開始するのは集落への危機感があるからである。市役所や県の振興局、会津短大の強力なバックアップがあることから、担い手が十分に確保できている早い段階から棚田オーナー制度の導入を決定した。

今後これらの地域が活性化するためには、農家民宿や農家レストラン等のグリーン・ツーリズム関連ビジネスを展開することが考えられる。農家民宿と農家レストランの間には相互補完関係があり、農家民宿での夕食を農家レストランが提供できるB&B型の民宿が可能となる。他方、農家民宿への来客によって農家レストランは一定の客を確保することができる。また、大内宿からの連携依頼を受けた関山地区の農家レストランは、大内宿で受け入れきれない客のための食事場所となる。

このようにオーナー以外の訪問客が地区の施設を利用することによって、交流人口がより一層増加することが期待される。また、農家民宿や農家レストランを開業することによって、地元食材への付加価値の創出、地区の高齢者や女性たちへの雇用の創出といった効果もある。

結論

1. 先行研究と私たちの研究の比較

今年度の研究を通して、先行研究では分からなかった効果や課題を発見することができた。図表6-1でそれらについてまとめている。

図表6 - 1 先行研究と当研究の比較

	先行研究	私たちの研究
棚田オーナー制度	<p>中島峰広氏の研究⁴²</p> <p>・棚田オーナー制度は、実施する内容や土地の条件、目的などによって異なり、五つの分類に分けられると提言している。</p> <p>農業体験・交流型 農業体験・飯米確保型 作業参加・交流型 就農・交流型 保全・支援型</p>	<p>・オーナー制度には左記の5分類以外にも制度を実施するうえで、共通の条件があり、以下の5点があることを発見した。</p> <p>・頼れるリーダーの存在</p> <p>・関係性資源(集落のまとまり)</p> <p>・集落に対する危機感</p> <p>・中心的担い手が60代であること</p> <p>・集落と行政の結びつき、バックアップ</p>
農商工連携	<p>東北産業活性化センター⁴³</p> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構⁴⁴</p> <p>・農業と観光などの第1次産業と第3次産業の連携は比較的に少ない。</p> <p>・農業と観光を結び付けた観光農園や体験型観光などの取組みは、各地で行われ始めている。しかし、その取組みをさらに新商品・新サービスの価値を向上につなげようとする連携はまだ少ない。</p>	<p>オーナーは、久保田地区に農業体験で訪れる際、近くの柳津町内の温泉旅館にかなり宿泊したことで、棚田オーナー制度を実施する農家だけでなく旅館にも経済効果をもたらした。また、農産物の直接販売によって商業部門を地域内に取り込むことができた。棚田オーナー制度では、全産業間の連携がとれていることがわかった。</p>
集落支援員制度	<p>佐藤啓太郎氏の提言⁴⁵</p> <p>従来の補助金(モノ)中心の政策から、補助人(ヒト)を中心とした集落支援員制度が導入された。これは、人件費などの経費は特別交付税として国が支援する。また、雇用条件や仕事の中身などは市町村に任される。きわめて自由度の高い画期的な施策である。</p>	<p>・西日本では集落の消滅の危機感が強いと、過疎に対する取り組み意欲があり集落の活性化のための集落支援員制度の活用が盛んである。しかし、全国的普及にはいっていないことがわかった。</p> <p>・喜多方市のシンポジウムに参加したとき、支援員の方が、「地域にどのような提案をして活性化をしていけばいいのかわからない」と嘆いており、今後さらなるソフト面の充実が必要だと考える。</p>
日本の棚田百選	<p>中島峰広氏⁴⁶と青柳健二氏⁴⁷の研究</p> <p>農林水産省が主導で選定したもの。</p> <p>選定基準は以下のいずれかの点が優れていることである。</p> <p>・積極的な維持・保全の取り組みがなされ、今後も継続の見込みがあること</p> <p>・1ヘクタール以上の団地を構成していること</p> <p>・国土や生態系の保全、景観、伝統文化の維持・保全</p>	<p>棚田百選を見てみると、西日本に棚田の選出が偏っていることが分かった。理由は以下のように考えた。</p> <p>・東日本にも棚田はあるが、集落の危機感が薄いから、選ばれていない</p> <p>・西日本には限界集落数が多いから</p> <p>・西日本は積雪量が少ない条件不利地域が多い</p>

出典:^{42, 46} 中島峰広著, 日本の棚田, 古今書院, 2007年

⁴³ 東北産業活性化センター編, 農商工連携のビジネスモデル, 日本地域社会研究所, 2009

⁴⁴ J - Net21 中小企業ビジネス支援サイト, <http://j-net21.smrj.go.jp/expand/noshoko/index.html>

⁴⁵ 佐藤啓太郎, 集落支援ハンドブック, 農文協, 2008

⁴⁷ 青柳健二, 日本の棚田百選, 小学館, 2002

(1) 棚田オーナー制度

棚田オーナー制度は、農家民宿とは異なり、設備投資の必要性が低く、棚田があればどこでも可能なツーリズムであるとされてきた。しかし、私たちの研究では必ずしもそうではないことが分かった。その一例が喜多方市山都町沼の平地区である。沼の平には棚田が多く存在し、福寿草などの自然にも恵まれた土地である。しかし東北地方での成功事例が少なく、うまくいくか不安ということから、実施には至らなかった。東北地方での成功例が少ないのは、第3章でも取り上げたが棚田百選が関係している。棚田百選は農林水産省が主導で選定したものである。棚田百選の分布では、西日本に棚田の選出が偏っていることが分かった。そして人気が高く有名な棚田オーナー制度を実施している地域は日本の棚田百選に選出された県や市町村に多いため、東北地方で棚田オーナー制度の知名度は著しく低く、取り組まれてこなかった。沼の平での失敗は、棚田オーナー制度の知名度の低さがもたらしたものだともいえる。以上のことから、棚田があれば実施可能とされてきたオーナー制度について実施可能な集落とそうでない集落があることが分かった。先行研究では 図表6 - 1 にあるように、棚田オーナー制度は、実施する内容や土地の条件、目的などによって異なるとされている。しかし、私たちは本研究から棚田オーナー制度を成功させるには、共通の条件があることを発見した。それが以下5条件である。

第1に、信頼されたリーダーの存在である。久保田地区にも優れた会長がいる。彼は地域を第一に考えて、自分にできることは率先して行動してきた。そんな彼を見て集落の皆がオーナー制度への意欲を高め、地域がまとまった。

リーダーに次いで、第2の条件となるのが集落のまとまりである。

経営学において経営資源は「ヒト、モノ、カネ、情報」とされている。経営学上のヒトとは、主に個人の資質能力を指し、リーダーが重要だとしている。しかし、棚田オーナー制度上の人的資源の中心は、集団の強い結びつきのことであり、どんなにリーダーが素晴らしい人材でも、そこに集団がついてこなければオーナー制度は実施できない。この集団のまとまりのことを私たちは「関係性資源」と呼んでいる。オーナー制度において、最も重要なのはこの「関係性資源」である。企業組織と異なる集落組織における関係性が、重要な地域経営資源となっているので、今後もさらに研究を継続する必要がある。

第3は、集落に対する危機感である。人々は強い危機感から新しいことに挑戦しようとする。沼の平には、この危機感が不足していた。危機感を集落全体で持ち、不安を抱えながらも挑戦する強い気持ちを持つことが地域活性化への糸口となる。

第4は、集落の中心的担い手が60代と若いことである。沼の平で不足していた新しいことに挑戦するエネルギーが久保田地区の担い手にはあった。

第5は、集落と行政の結びつきであり、行政のバックアップである。第1から第4までの条件が整っていたとしても、集落の力だけでは限界がある。行政からの補助なしには棚田オーナー制度は成功しがたい。久保田地区もインフラ整備の課題があるが、今後も棚田オーナー制度を継続できれば更に補助金が利用でき、小学校の改装や道路の整備が行われ、より多くの可能性が見えてくる。以上5点が揃った地域こそ、棚田オーナー制度の

成功に結びつく。これらの発見は、私たちが実際に地域に入り、研究して得られた成果である。

(2) 農商工連携

棚田オーナー制度実施を通して、農商工連携による農村ビジネスの更なる可能性が見えてきた。久保田地区でのオーナー制度では、コシヒカリ玄米 30kg を体験料込みで3万円とした。これだけ見ると、高額のように感じる。だが、オーナー達はアンケート結果からも分かるようにこの額が妥当だとしている。これはオーナーが実際に棚田での米作りの大変さを体感し、本当の価値に気づいたからだといえる。そのため久保田を訪れる際に農産物や米を買い求めていた。よって直接販売を実施することができ、久保田の経済効果に繋がったことで、経済的活性化が達成された。これは、農商工連携の農と商の連携によるものである。また同様に、オーナーは久保田地区を訪れる際に柳津町内の温泉旅館にかなり宿泊していた。これは、農業と宿泊サービスという商業部門との連携によるものである。先行研究では、農業と観光、サービスとの連携はまだまだ少なく、農業と観光、サービスが連携して成功した事例は少なかった。つまり、農商工連携の組み合わせパターンは、第1次産業と第2次産業の連携が多く、第3次産業が加わるパターンが少なかった。しかし棚田オーナー制度は農商工すべての連携が成されている。今後、棚田オーナー制度のように農商工連携は産業ごとの壁を無くし、連携していく必要がある。そのことによって、その先には様々なビジネスが生まれ、農村ビジネスの発展にも結び付く。

(3) 集落支援員制度

今後、久保田で実施したオーナー制度を他地域に普及させていくためには、大学だけでなく集落支援員の力が必要となる。その集落支援員制度も、枠組みは整っているものの、集落支援員のほとんどが元公務員や農業委員の経験者などの地域に詳しい人であるため、広い視野からの提案が難しいことがわかった。そのため、地域外の人に集落支援員になってもらうにはどのようにすべきかが今後の課題である。候補としては、大学院生を集落支援員として派遣することや都市部からの居住者、退職した夫婦等が考えられる。また、大学が研修会に参加し集落支援員に助言を行い、広い視野からの提案ができるようにサポートする必要がある。一方、平成 20 年度に集落対策を実施した地域が西日本に多く分布していることが明らかになった。全国的普及に至っていない理由には、この制度が創設されて間もないということがあるが、背景には、どの地域に何を提案したらいいのか分からないという点が大きいの。よって今後さらなるソフト面の充実が必要である。

(4) 棚田百選

日本の棚田百選は、農林水産省が主導で選定したものである。棚田百選の選定基準は積極的な維持・保全の取り組みがなされ、今後も継続の見込みがあることや 1 ヘクタール以上の団地を構成していること、国土や生態系の保全、景観、伝統文化の維持・保全などのいずれかの点が優れている棚田であることが条件となっている。しかし、棚田百選を見てみると、西日本に棚田の選出が偏っていることから、私たちは研究を通して、西日本に偏っている条件があるのではないかと考えた。それは、西日本に限界集落数が多いことや条件不利地域が多いことが挙げられる。また、東日本にも棚田はあるが、集落の危機感が薄いため選ばれなかったと考えた。さらに棚田百選に選出された県や市町村に、人気で有名な棚田オーナー制度が多いことがわかった。よって、棚田百選に選ばれることも棚田オーナー制度成功の要因の1つになる。

2. 会津中山間地域における今後の方向性および課題

会津中山間地域における今後の方向性を示す。第 3 章で取り上げた先進事例において共通する点がある。

それは、どの地域も体験型から本格的担い手確保型へと移行していることである。原因は、集落住民の高齢化が進むと耕作放棄地の増加に繋がるため、本格的担い手確保型に移行する必要性が高まったからだ。よって、現在行われている久保田地区での棚田オーナー制度も10年後、今と変わらぬ手法で続けていくことは不可能である。年々、少しずつ変化をつけていく必要がある。その変化として、県内オーナーを対象とした本格的担い手確保型と、宿泊施設を設けての首都圏からの本格的担い手確保型が挙げられる。これに伴い、多くのオーナーを受け入れられるように、久保田地区にある廃校となった小学校の利用を検討していく必要がある。

高郷町揚津地区では、今年の4月から集落型の棚田オーナー制度が実施される。揚津地区ではそのほかにも農家民宿を開業することも考えられている。しかし、実施するにあたって農家民宿の収益のほうが多くなると予想される。そうすると、集落の輪が乱してしまうという事態を引き起こす可能性がある。その場合、農家民宿と棚田オーナー制度の収益のバランスを取る必要がある。

会津美里町関山地区でも今年4月から関係性のある東京の一部地域と連携してオーナー制度を実施する予定であった。しかし、関山地区には魅力があまり感じられないという理由から連携は白紙に戻り、棚田オーナー制度の実施方法について再検討が必要となった。棚田オーナー制度が実施できるように、関山地区の魅力を一層他地域に伝えるとともに、効果的な募集方法について早急に検討する必要がある。

以上のように、会津中山間地域の今後の方向性は地区によって異なる。そのため、他の地域を単に模倣するのではなく、自分の地域の現状や地域資源についてきちんと認識し、どのような取り組みをすべきなのか集落全体で危機感を持って考え、検討し取り組むことで地域活性化への道が開かれると考える。

参考文献

1. 山崎光博,『ドイツのグリーン・ツーリズム』,農林統計協会,2005年3月
2. 鈴江恵子,『ドイツグリーン・ツーリズム考』,東京農大出版会,2008年5月
3. 柏雅之,『条件不利地域再生の倫理と政策』,農林統計協会,2002年2月
4. 小田切徳美,『農山村再生「限界集落問題を越えて」』,岩波ブックレット,2009年10月
5. 大野晃,『限界集落と地域再生』,高知新聞社,2008年11月
6. 小田切徳美,『日本の農業 2005年農業センサス分析』,農林統計協会,2008年8月
7. 宮本憲一・横田茂・中村剛治郎,『地域経済学』,有斐閣ブックス,1990年2月
8. 小田切徳美・安藤光義・橋口卓也,『中山間地域の共生農業システム 崩壊と再生のフロンティア』,農林統計協会,2006年11月
9. 財団法人東北産業活性化センター,『農商工連携のビジネスモデル』,日本地域社会研究所,2009年7月
10. 関満博・及川孝信 編著,『地域ブランドと産業振興』,新評論,2006年5月
11. 関満博・松永桂子編,『脳商工連携の地域ブランド戦略』,新評論,2009年9月
12. 関満博・松永桂子,『中産間地域の「自立」と農商工連携』,新評論,2009年2月
13. 東北地域農政懇談会編著,『地域に生きる』,農文協,2005年4月
14. 井熊均・三輪泰史編,『甦る農業』,学陽書房,2009年9月
15. 中島峰広,『日本の棚田 保全への取り組み』,古今書院,1999年7月
16. 青柳健二,『日本の棚田百選』,小学館,2002年9月
17. 坪本毅美 編著,『中山間地域の底力』,農林統計協会,2006年3月
18. 臼井晋 編著,『市場再編と農村コミュニティ』,高文堂出版社,1997年4月
19. 山中進 編,『山間地集落の維持と再生』,成文堂,2007年3月
20. 田中満,『地域ぐるみ グリーン・ツーリズム運営のてびき』,農山漁村文化協会,2002年12月
21. 木村弘,『信州発 棚田考 中産間地域の新たな動き』,ほおずき書籍,2004年9月
22. 木村和弘,『棚田の自然景観と文化景観』,農林統計協会,2004年8月
23. 井上和衛,『都市農村交流ビジネス』,筑波書房,2004年8月
24. 田中満,『グリーン・ツーリズム運営のてびき』,農文協,2002年11月
25. 関満博,『「農」と「食」の農商工連携』,新評論,2009年11月

参考資料

1. 地域経済総覧 2006年版,週刊東洋経済臨時増刊,2005年10月
2. 丹下英明,“最近の農商工連携にみる新たな動き”日本政策金融公庫論集 第5号 総合研究所 2009年11月
3. 集落支援ハンドブック,農文協,pp.60-62,2008年現代農業 11月増刊
4. 佐藤啓太郎,“「集落支援員」ってどんな仕組み?何をするの?”、「限界集落」なんて呼ばせない
5. 作野広和,“集落発「新たな価値軸」の創造”,「限界集落」なんて呼ばせない 集落支援ハンドブック,農文協,pp.121-125,2008年11月
6. “データでみる過疎集落の現状”「限界集落」なんて呼ばせない 集落支援ハンドブック,農文協,2008年11月 pp.127-128
7. 種森ひかる,“島根県中山間地域研究センターが派遣する「集落支援員」”「限界集落」なんて呼ばせない 集落支援ハンドブック, pp.147-151,2008年現代農業 11月増刊
8. 中島峰広,“日本の棚田 保全への取り組み”,古今書院,1999.”
9. 岡田知弘・にいがた自治体研究所編,『山村集落再生の可能性-山古志・小国法末・上越市の取り組みに学ぶ-』

参考 URL

1. 農林水産省, 中山間地域農業をめぐる情勢, 農村振興局
http://www.maff.go.jp/j/study/other/cyusan_taisaku/32/pdf/data1.pdf
2. 農林水産省 HP , 農商工連携とは, <http://www.maff.go.jp/j/soushoku/sanki/nosyoko/index.html>
3. 農林水産省, 農商工連携研究会報告 2009 年 7 月
<http://www.meti.go.jp/press/20090703004/20090703004-3.pdf#search>
4. 総務省, "平成 20 年度の取り組み状況等"
http://www.soumu.go.jp/main_content/000016463.pdf
5. 国土交通省・総務省, 平成 18 年度 国土形成計画策定のための集落の状況に関する現況把握調査
<http://www.mlit.go.jp/common/000029292.pdf>
6. 国土交通省 国土計画局, "国民参加の事例紹介", 中国圏 弥栄らば
<http://www.kokudokeikaku.go.jp/example/chuugoku.html>
7. 全国農業新聞, <http://www.nca.or.jp/shinbun/about.php?aid=452>
8. 喜多方市ホームページ, "広報きたかた 2009", 7 月
http://www.city.kitakata.fukushima.jp/dbps_data/_material_/kouhou/200907.pdf
9. NPO 法人 棚田ネットワーク , <http://www.tanada.or.jp/tanadadate/distribution/>
10. NPO 法人 棚田ネットワーク , <http://www.tanada.or.jp/save/owner/>
11. 日本の棚田百選, <http://www.tanada.or.jp/data/100sen..pdf>
12. ふれあいの里さかもと, <http://fureai-sakamoto.hp.infoseek.co.jp/>
13. 第 13 回栃木県茂木町の全国棚田サミットの開催状況
http://www.yukidaruma.or.jp/tanada/summit_13th/tanada_summit_2007_report.pdf
14. 熊本県庁, <http://www.pref.kumamoto.jp/>
15. 新・田舎人フォーラム, <http://www.inakajin.or.jp/index.html>
16. 棚田学会ホームページ, <http://www.tanadagakikai.com/index.html>
17. 栃木県茂木町入郷地区石畑, <http://irigou.id.infoseek.co.jp/>
18. とちぎ中山間地散策, <http://www.tochinoki.jp/>
19. NPO 法人棚田ネットワーク, <http://www.tanada.or.jp/>
20. 農林水産省, <http://www.maff.go.jp/>
21. 新潟県ホームページ, <http://www.pref.niigata.lg.jp/>
22. 毎日新聞 毎日 jp <http://mainichi.jp/>
23. 軽井沢鉱山 , <http://www.miharu-e.co.jp/ja7fyg/kouzan/karuisawa/karuisawa.html>
24. 憧憬の刻(久保田小学校), http://homepage3.nifty.com/rurounotami/moku_kubota.htm
25. 揚津地区棚田オーナー募集チラシ, <http://www.kitakata-gt.jp/tanada/owner.pdf>
26. 読売新聞 YOMIURIONLINE, <http://www.yomiuri.co.jp/tabi/news/20100122-OYT8T00952.htm?from=yoltop>
27. 関山村づくり実行委員会, <http://www.s-m-ninaite-shien.jp/dantaihokoku/file/01.pdf>